

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成30年6月27日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○吉本議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、4番、福山晴美議員、11番、上野耕志議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、6番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、4番、福山晴美議員、一問一答方式で質問願います。

福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。

4番議席、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問します。

今回は、第32回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについてと、カローリング競技についての2点です。よろしく申し上げます。

まず1点目、第32回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについてであります。今定例会において市長の行政報告で、岩出市ではペタンク競技の開催が決定しており、各種団体の協力のもと、6月4日にねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立し、万全な準備と円滑な大会運営を進めてまいりますと、行政報告がありましたので、今回一般質問を行いたいと思います。

平成31年11月9日から12日にかけて、第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）が開催され、本市ではペタンク競技が開催されます。この大会は、全国から和歌山県へ延べ約40万人の高齢者の方々が、選手あるいは役員、また観客として、各種スポーツ競技や文化交流大会に出席していただく大規模な大会として開催されると聞いております。

そこで1点目、全国健康福祉祭について、どのようにお考えなのかお聞きします。

次に、2点目として、本大会まで約1年半となっており、6月4日にはねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立したとのことですが、市として

どのような体制で、どのような取り組みをされてきているのか、お聞きします。

次に、3点目として、他県で開催された状況から見ますと、全国規模で行われる国体等と同じように、大会を盛り上げるための歓迎イベントや選手、関係者、観客に対してのおもてなしなど、積極的に行われていることをよく聞きます。このような状況の中、本市では、どのような運営を想定しているのか、現時点で結構ですのでお答えください。

次に、4点目として、岩出市長期総合計画では、元気で健康なまちづくりを基本方針として、さまざまな施策に取り組んでおられます。この全国健康福祉祭は、スポーツ、囲碁、将棋、健康マージャン、俳句などの総合的な祭典であり、1人でも多くの高齢者の皆様に参画していただき、意味のあるものにしていただきたいと思いますので、今後どのようにして、その機運を高めていこうとしているのか、現時点で結構ですのでお答えください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福山議員の第32回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについて、お答えをいたします。

第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）は、スポーツや文化活動に高齢者みずからが躍動し、歓喜することを通じて、健康長寿を実感し、スポーツや文化活動の楽しさを精いっぱい味わえる大会となること、そして、地域や世代を超えたきずなを深め、和歌山に来てよかったと思ってもらえる大会となることを目指し取り組んでいるところであり、また、本市においても円滑な大会運営となるよう6月4日にねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立し、準備を進めているところであります。

この大会を開催することにより、全国の高齢者の方々との交流を深めるとともに、高齢者がいつまでも健康で社会参加できる環境づくりを推進していくための大きな契機となるもので、大変意義深い大会であると考えております。

なお、詳細については市長公室長から答弁させます。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 おはようございます。

福山議員の第32回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについて、お答えいたします。

1点目の全国健康福祉祭ねんりんピックについてであります。全国健康福祉祭につきまして、60歳以上の高齢者を中心としたスポーツや文化種目の交流大会を初め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、触れ合いと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に、厚生労働省が主催する全国イベントであり、昭和63年第1回大会が兵庫県で開催されて以来、毎年、都道府県持ち回りで開催されております。

また、この大会は、国体と同様、全国から大勢の方が来県されることを見込まれておりますので、市民一丸となった笑顔のおもてなしを充実させ、全国からお越しいただく皆様が楽しく参加できるよう体制を整えてまいります。

次に、2点目、これまでの市の取り組みについてであります。組織としては、本年度、市長公室内にねんりんピック推進室を設置し、6月4日には市長を会長として、スポーツ関係者、福祉・市民団体関係者、経済・観光関係者、医療関係者など36名の参画を得て、ねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立、また、今後、運営委員会等の設置を行うなど、円滑な大会運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度開催県である富山県へ職員を派遣し、競技会場や運営方法並びに今後の課題等について、先催市実行委員会で聞き取り調査や情報収集を行い、選手・観客の利便性、安全面等に配慮した開催となるよう検討してまいります。

次に、3点目、どのような運営を想定しているのかについてであります。ねんりんピックは、競技だけではなく、より多くの方に楽しんでいただけるよう、健康推進コーナー、おもてなしコーナー、観光案内コーナーなど、それぞれのブースを設置したいと考えております。

また、会場が根来若もの広場であることから、道の駅ねごろ歴史の丘、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、ねごろ歴史資料館等、岩出市のPRを行い、来場者の満足度向上とともに、岩出市の魅力発信の場としての活用も検討してまいりたいと考えております。

なお、リハーサル大会を本年11月10日、同場所での開催を予定しております。

次に、4点目、今後どのようにして機運を高めていこうとしているのかについてであります。ねんりんピック紀の国わかやま2019は、「あふれる情熱 はじける笑顔」をテーマとして、県下21市町で27種目のスポーツ競技や文化交流大会が開催されますので、多くの方に参加していただけるよう、また県内でどのような競技が

行われるのかを市広報、市ウェブサイトやさまざまな機会を通じて、積極的なPRに努めるとともに、県等との連携を密にして、大会開催に向けた機運の醸成を図ってまいります。

いずれにいたしましても、本大会の開催は、岩出市の魅力をアピールする絶好の機会でもあり、また、元気な高齢者が活躍する生涯現役社会の実現、長寿社会の延伸の機運を高める大会になるよう努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 本大会については、平成31年11月9日から12日までの4日間、またリハーサル大会を本年11月10日に開催することですが、予定している両大会の開催規模及びリハーサル大会をどのように考えているのか、お聞きします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 福山議員の再質問についてお答えいたします。

競技者数ですが、現時点で、本大会は288人、72チーム、リハーサル大会は192人、64チームとなっております。また、本大会のペタンク競技が、平成31年11月10日と11日に根来若もの広場で開催されることから、リハーサル大会も同じ時期、同じ場所での開催により、ハード・ソフト両面から課題や問題点の洗い出しができるものと考えております。

いずれにいたしましても、全国からお越しいただく皆様が楽しく参加できるよう、市挙げての取り組みにより、万全な準備と円滑な大会運営に努めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福山晴美議員。

○福山議員 2点目に、カローリング競技について質問いたします。

先日、私たち厚生文教常任委員会で、行政視察をして、広島県呉市に行ってみました。呉市では、健康寿命の延伸を目的とした事業として、減塩生活に向けた取り組みを行ってございました。呉市は、生活習慣病の主な疾患である、がん、心疾

患、脳血管疾患による死亡率が全国平均よりも高い地域で、市民の皆さんの健康寿命を延ばしたい、その実現に向けた市の重点事業の1つとして、高血圧の要因でもある塩の過剰摂取に着目した健康づくりを開始したとありました。

本当に減塩も大切なことなんですが、健康寿命を伸ばすための取り組みというのはいろいろあって、先日、テレビでも見たのですが、人と人とのつながりが、その中でもとても大事であって、円滑なコミュニケーションと適度な運動が重要な役割を果たすであろうとっておりました。

そこで、今回は適度な運動という視点に立って、カローリング競技について質問したいと思います。

カローリングという名称については、初めて聞かれる方も多いと思いますが、カローリングとは、簡単に言いますと、氷の上で行うカーリングを室内で行う競技であります。カーリングについては、平昌オリンピックで日本選手が史上初の銅メダルに輝くなど、大活躍したことは記憶に新しいことではありますが、カーリング競技での大活躍が、カローリング競技の人気に拍車をかけたとも言われております。

カローリング競技とは、1993年考案された競技で、名前の由来は軽やかにローリングということから命名されたもので、高齢者はもとより障害のある方、小さいお子さんまで、年齢、性別、体力など関係なく、誰もが一緒に楽しめるスポーツとして、今広がってきております

2015年に開催された紀の国わかやま国体においては、デモンストレーションの競技として披露され、ことしのねんりんピック富山2018では、初めての競技として取り入れられております。

私は、いつも高齢者の集まりに参加しているんですが、そのときにちょっと初めて教えていただきました。その人たちの話によると、私たちみたいに年をとって、腰が痛かったり、膝が痛かったら、無理なスポーツがでけへんねんけど、体動かすことがすごく大事やということだけはわかっていると。でも、これはそういう人たちでもスポーツできる。年をとって、あちこち痛くなっても、思うように体が動かなくなってもこれはできると、力強く話してくれて、それにグループであるから、みんなと一緒に頑張れる、コミュニケーションがとれる、だから楽しいという話とテーブルの上で教えてくれました。

カローリングという競技の特徴から、世代を超えて楽しめるスポーツであるとは思いますが、少子化、高齢化、地域のつながりが希薄化する中、健康づくり、地域間、世代間のコミュニケーションづくりとして1つのツールになるものと思いま

す。

そこで、まずお聞きしたいのは、和歌山県内、岩出市内におけるカローリング競技の実態はどうか。また、岩出市の認識についてお聞きいたします。

2点目の質問として、今後、岩出市としてカローリング競技について研究していただき、市民の方々の健康づくり、コミュニケーションづくりに役立てていただきたいと思います。市としてのお考えをお聞きします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 カローリング競技についてのご質問にお答えいたします。

1点目、県内における状況と岩出市の認識についてであります。議員ご指摘のとおり、紀の国わかやま国体におきまして、デモンストレーションスポーツということで海南市の総合体育館で開催されておきまして、本年度のねんりんピック富山2018では、富山県カローリング協会により、富山県入善町で初の開催種目として実施されます。

和歌山県の状況についてですが、県の協会は設置されていないようですが、海南市のように市町村単位で協会を設置しているところもございます。和歌山県では、社団法人和歌山県体育協会により、高齢者がそれぞれの健康状態や身体能力、スポーツ事情に応じて、体を動かしたり、運動やスポーツを楽しんだりできる環境を整備することを目的に、高齢者の運動、スポーツ活動への参加機会の創出をテーマに、元気アップ！カローリング教室を実施してございます。

また、橋本市や田辺市ではスポーツ教室として開催、新宮市では中学校の育友会主催で教室が開催されるなど、競技人口もふえている状況と聞いております。

本市におきましては、高齢者を中心としたニュースポーツとして、これまでもその時々流行した、例えば、ゲートボール、ウォーキング、あるいはペタンクなどを推奨してきた経緯がございますが、岩出市スポーツ推進計画では、基本方針として、誰でも気軽に参加できる多様なレベルに合わせたスポーツメニューの充実やスポーツ教室の開催等を進めるとともに、いつでも、どこでも、誰もが気楽に楽しめるニュースポーツの普及に努めると定めているところでございます。

2点目の市としての今後の方向性ですが、今、お答えいたしましたように、市といたしましては、市民の皆様が誰でも気軽に参加して、健康づくりや体力増強につながるニュースポーツは、これまでも推進してまいりましたが、種目の多様化によりまして、一時期にはぱっと広がっても、なかなか長続きしない傾向も見られるこ

と、また来年度は、ねんりんピックにおいてペタンク競技を実施する予定であることから、直ちに大々的にはというわけにはまいりませんが、カローリング競技について調査研究を進めるとともに、県内や地域における広がり等にも注視してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 ありがとうございます。私も、ねんりんピックはねんりんピックで頑張ってくださいと言っている一方で、今、カローリング競技について質問するということは少し心苦しいところもあったのですが、確かにゲートボールなどは一時期にぱっと広がって、各地域にグラウンドとかもできたんですが、現在は続いているのかどうかかわらない場所もあることは確かであり、こういったスポーツというのは、その時期その時期のはやりというのものもあるのも確かだとは思いますが。

また、ねんりんピックで、ペタンク交流大会を控えて、別の競技を推奨もできないとは思いますが。でも、カローリング競技は、先ほども申し上げたように、高齢者はもとより障害のある方、小さいお子さんまで、年齢、性別、体力等に関係なく、誰もが一緒に楽しめるスポーツとして広がっておりますので、県内やほかの市町村の状況を見ていただきながら、ぜひ岩出市においても、総合体育館や総合福祉センターにおいてカローリング教室を開催するなど、市民の皆様方に興味を持っていただくような取り組みを進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

議員ご質問の主旨、よく理解してございます。カローリング競技につきましては、現在のところ、県の協会も設置されておられません。まだまだこれからの競技であるように思います。

また、本市においても、現在どれぐらいの方が競技をされているのか、あるいはペタンク競技のように、今後、市の協会を設置して本格的な競技として発展していく可能性があるのかどうか、こういったこともまだまだ未知数な部分もございます。

また、ねんりんピックを控えてカローリング競技をPRしていくというわけにもいきませんので、先ほどお答えさせていただきましたように、県内の状況あるいは地域の動向を見ながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、11番、上野耕志議員、一問一答方式で質問願います。

上野耕志議員。

○上野議員 改めまして、おはようございます。

11番、上野耕志です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で一般質問を行います。地震対応、対策について、そして、紀泉台の湧水問題について、順次お伺いします。

最初は、地震対策、対応についてですけれども、今月6月18日に大阪府北部を震源とする地震が発生し、通学中の女子中学生、女子生徒ほか5名の方が、転倒したブロック塀あるいは家具の転倒などによって亡くられました。亡くられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された地域の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

この大阪での地震の被害を受けて、私が感じたのは、私たちの日常生活の中においても、大きな地震が発生した場合、命を奪う危険な箇所が岩出市もあるのではという観点から質問をするものです。

今回、私が通告した時点から現在まで、ブロック塀の調査については、幾分事情が異なってきておりますので、現状に即して通告どおり質問させていただきますので、執行部の誠意ある答弁を求めたいと思います。それでは質問いたします。

毎日のようにテレビや新聞等で報道されている小中学校を初めとする公共施設のブロック塀が倒壊して、人の命を奪うということ、当然ながら、岩出市でも起き得ると思います。また、公共施設だけでなく、例えば、ふだん私たちが歩いたり、あるいは自転車に乗って通行している道路に面したブロック塀、あるいは最近余り見られませんが、屋根の瓦が落下する可能性のある古い木造住宅、いろんな地域に存在しているように考えられます。

私は、大阪の地震を見て、私たちが、ふだん何気なしに歩いている道路の近くにあるブロック塀、あるいは瓦、これらが地震により凶器に変わり得るということをもじまじと感じた次第であります。

今回の質問は、行政としてはできるだけこういった危険なリスクをあらかじめ把握し、危険リスクの軽減を図り、被害を最小限に抑えることが非常に大事なことで

あると考えることから、このような危険リスクに対して、どのように考えておられるのか、また、国や県からも調査の依頼が来ているように聞いております。調査の方法や調査結果、また危険箇所への対応をどのように考えているのかをお聞きいたします。

それから、地震の際の家具等の転倒防止のための補助事業を実施していると思いますが、この補助事業の啓発、周知についてどのようにしているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 上野議員の地震対策、対応について、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地震発生後、学校施設のブロック塀の倒壊により女子生徒が亡くなられたことは、私たちにとってもあってはならないことであると考えています。この事態を受けて、県から学校敷地内や通学中に被害を受ける危険箇所がないか確認していただきたいとの通知があったところでございます。

岩出市では、この通知で対象とするのが学校施設や通学路であります。災害時を想定した場合、例えば、各地区公民館や総合保健福祉センター等の公共施設を避難施設にしていることから、全ての公共施設と公共施設周辺の道路に面したブロック塀も含めて調査の対象としております。

調査に当たっては、建築基準法施行令第62条の8の規定を基準とした場合、専門家の調査が必要となることから、まずは職員の調査により、塀の高さ、厚さ、控塀の有無、傾きや亀裂等の調査を行い、危険と思われる箇所を洗い出した上で、改めて専門家の調査によりそれぞれの対応策を検討することとしております。

現在、職員による調査を行っているところであり、危険箇所を確定してはおりませんが、職員による調査の途中経過ではあります。1カ所、根来小学校の県道粉河加太線に面したブロック塀の高さが基準を超えているとの報告を受けております。

全ての調査結果が出そろった段階で、専門家の調査を待って、改修や撤去が必要な箇所については、それぞれ対応してまいります。

また、一般道に面したブロック塀や古い木造住宅の屋根等の対応については、市民からの通報があれば、所有者に対して注意喚起を行っているところでありますが、6月21日付で国土交通省から学校等の周辺にかかわらず、既存の塀の安全対策について所有者に周知し、危険性が確認された場合は、付近通行者への注意表示及び補修、撤去等が必要であることの注意喚起を行うよう指示があったところでござい

す。

また、家具等転倒防止金具等取付補助事業については、2月の岩出市・区自治会長会議を初め、市広報、ウェブサイトへの掲載、また、市政懇談会においてもPRする予定としております。

家具固定は、市民の命を守る手段の1つでありますので、その重要性を理解していただき、活用していただくよう、引き続き周知、啓発に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 ありがとうございます。

毎日、テレビ等を見ておられますと、ブロック塀の件が連日のように報道され、また、国からの指導のあり方もどんどん変わってきているように思っています。6月21日付で、いわゆる民間の所有するブロック塀についても危険なものについては、改修、撤去を求めるような内容になってきております。

市行政も限られた職員数の中で、大変なことだと思いますけれども、目的は、地震が発生した場合、できるだけ被害を少なくする、また、市民の命を守ることが最重要であろうと思っています。ですから、今回の作業はなかなか時間のかかる作業であると思いますが、危機管理として、しっかり取り組んでいただきたいと思っています。

特に通学路のブロック塀については、岩出市の補助金も交付していると思いますが、これまでこの補助金はどれぐらい活用されてきたのか。また、国のほうでも補助金を考えていると聞いていますが、例えば、岩出市の補助金を増額することになるのか、どのように考えているのかをお聞きいたします。

また、私もこの数日間、岩出市全域を車でですけれども、回って、現状を見てきました。もちろん全ての道路を見て回ったわけではないんですけれども、民間の一般住宅のブロック塀で、通学路を含め、一般道に面した塀で、震度5以上の揺れで倒壊しそうなブロック塀が、地域を問わず、何カ所もあるように感じております。

大阪の地震で、ブロック塀の倒壊により女子生徒が犠牲になった後、和歌山県のほうでもブロック塀に関しては、建築基準法施行令の62条の8の法令に関係なく、検証していく方針で、少し厳しくなるように聞いております。高さの基準は、平均地盤面となっているもの、CB塀（コンクリートブロック塀）に関しては、最も低い道路の点から計測となりそうです。検討中とのことでした。

私は、余りこれは好ましくないなと思っております。今現在、周囲を回っており

ますと、これに沿ったブロック塀の法的な基準に合ったブロック塀はほとんどないように思います。検証するときはよく注意して検証していただきたいと思っております。

公共施設については、検証または撤去や改修工事についても、それほど難しいことではないと思いますが、一般住宅、民間企業の塀で、道路に面した部分で、危険なものが判明した場合、所有者に対してどのような説明をし、そして改修等、促していくのか、お聞きをいたします。

南海トラフを震源とする巨大地震はいつ発生してもおかしくない、こういうふうに使われております。きょうの新聞にも載っておりました。職員の皆さんには、市民の命を守っていくという強い気持ちを持って、今回の安全点検を、あるいはブロック塀の耐震化をよろしく願いしておきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 上野議員の再質問で、通学路危険ブロック塀等改善事業補助金についてのご質問がございました。

この補助金ですが、撤去に要する費用に対する補助として、限度額10万円、設置に係る費用に対する補助として、限度額5万円としてございます。これまでの交付状況を年度別に申し上げますと、平成21年度、4件の34万円、平成23年度、1件の11万7,000円、平成25年度が2件で17万2,000円となっております。

なお、補助額の増額ということのご質問ありましたが、これについては国の動向を見て検討するということになるかと考えてございますが、本補助金の活用につきましては、市政懇談会を初め市広報等におきまして、周知、啓発してまいります。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 上野議員の再質問にお答えいたします。

一般住宅、民間企業の塀で、道路に面した部分で危険なものが判明した場合の対応をどのようにするかということでございますが、外観目視による危険性が確認された場合は、付近通行者への速やかな注意表示を行うとともに、補修、撤去が必要である旨、所有者に対して注意喚起を行ってまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 市当局の検証について、ちょっと再度お伺いします。

民間の建物の中で、ブロック塀が非常に危ないというようなものをこの前から何

カ所が見受けております。とりあえず市当局のほうで調査をすると。そして、高さやとか、あるいはひび割れやとか、そういうものを見るというふうに、先ほどお答えになりました。それから、後に専門家を入れて検証したいと。その結果で判断してということなんですけれども、違法でなくても危険なもの、合法的にやっけていても危険なもの、もちろん違法であって建っているもので危ないもの、こういうものは、僕もずっと回りまして、何カ所が見つけております。

これを早急に、やはり民間のものでありますから、なかなか話をしにくいと思うんですけれども、専門家を交えて見てもらって、そして話をしに行くことが、いつ起こるかかわらんこの大地震の前に、やっぱり早急に手を打つべきだと、こういうふうに思っております。

建築基準法の、先ほど言ったように、和歌山県で考えているような考え方になると、99%の塀が全部違法になります。平均地盤面から1メートル200以上超えたブロックには、控壁、いわゆるバットレスをつけないかと。68条の2項、書いております。それはほとんどついてません。

私も道路認定で現場へ行ったときに、いつも見るんですけども、5段、6段は本当は要らないんです。20センチですから。1メートル200いかない。例えば、基礎が300上がっていて、そこへ5段積んでいくと超えてくると。昔はそういうような基準ではなかったわけです。強固な基礎の上にブロックを6段までは大丈夫やと。ということは、礎石道だけの高さで判断するあれがあったんですが、基準法どおりいくと、平均地盤面から1,200を超えるものについては控壁が要ると。いわゆるバットレスをつけないかん。そうすると、近所の家、見てもらったら全部違反なんですね。だから、それを違反だから危ないとかどうとかいう問題は、僕はないと思っております。

ですから、なるべく早く専門家を交えて見ていただいて、違反でなくても、本当に危ない。私の団地の紀泉台にも2カ所あります。毎朝歩いていますからわかるんですけども、そういうのを見つけて、そして判断していただいて、早急に、一般の住宅であってでも直していただけたらなど。そのときにその補助金の話を説明をきちんとしていただいて、早急に改修していただくと。これがやっぱり一番大事なと思います。その辺ちょっとお伺いします。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 上野議員の再々質問です。

一般住宅とか民間企業の塀ということですが、今、県から、あるいは国からの指導によりますと、先ほど総務部長がお答えしたとおりのことですが、調査につきましては、あくまでも建築基準法施行令が基準となっておりますので、我々その基準をもって調査をしているところでございますが、今、議員言われたように、昭和56年に建築基準法が改正されております。

それ以前に建てられたブロック塀というのは、いわゆる違法ということではなくて、今の位置づけでは、既存不適格と、こういう位置づけになっているということで、法的規制はないということですが、いずれにしても、我々としては、危険なブロック塀、専門家の目で、調査の上で確認しましたら、撤去、補修ということでやっていきたいと考えてございます。

ただ、先ほども言いましたように、一般住宅や民間企業の塀の道路に面した部分というのは、今のところ補修や撤去についての補助という部分がまだ決定しておりませんので、その部分が国において確定すれば、また対応してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これでは、上野耕志議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

上野耕志議員。

○上野議員 それでは、2番目の質問を行います。

前回、去年ですね、3月議会で質問いたしました。紀泉台の湧水問題、湧き水問題です。昨年の3月議会でもこの問題を取り上げました。市のほうで、湧き水場所である、通称紀泉台のパンダ公園、これに集水ます、あるいは排水パイプ等を設置いただきまして、そして、私も早朝、団地内をウォーキングしている関係上、その公園にも立ち寄っておりますけれども、おかげさまで、今のところ、水が上へ浮いているという状況ではありません。

1年以上過ぎた今、今の現状あるいはその1年間チェックしていただいた、1週間に1回、水量をはかっていくよということで行ってもらってましたので、その結果、あるいはまた今後の対応について、一言お聞かせ願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 上野議員ご質問の2番目、湧水箇所の調査結果及び今後の対応はについて、お答えいたします。

平成28年11月7日に紀泉台自治会長より、山下公園、通称パンダ公園中央部から

湧水発生の連絡を受け、平成29年6月、公園内湧水対策として、暗渠排水管及び開所ますを設置し、湧水の排水を行い、公園の機能回復をいたしました。

工事施工後、週1度、職員による計測作業を行っており、調査開始以降、湧水量は1日換算して3.4トン程度の一定水量で推移しており、その量は安定しているものと考えられます。

今後の対応につきましては、恒久的に湧水の排水を行うとともに、引き続き計測作業を行い、数量についても注視してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、上野耕志議員の2番目の質問を終わります。

以上で、上野耕志議員の一般質問を終わります。

通告3番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で、児童虐待について、発達障害児童に対する支援について、認知症対策についての3点で質問させていただきます。

1番目、児童虐待について。

東京目黒区において5歳の女の子が虐待により死亡した事件は、胸が潰れるようなつらさ、無念さを感じます。何より以前住んでいた香川県では、児童相談所により虐待が確認され、一時保護を2回も行っていたその情報を転居先の児童相談所にも引き継いでいたにもかかわらず、今回の結果になってしまったというのは、余りにも残念で仕方ありません。岩出市においては、このような痛ましい事件を絶対起こしてはならないという思いで質問させていただきます。

社会的に虐待に対する感度が高くなっていることもあり、虐待通告の件数は年々ふえる一方です。平成29年度、和歌山県の児童相談所に虐待の相談や通告は1,142件寄せられたと発表されています。県では、通告を受理した場合、48時間以内に目視による安全確認が条例で義務づけられています。市での過去3年間の虐待通告や相談数はどれぐらいありますか。また、通告を受けた場合の対応はどのようにされていますか。他市から転入してきた児童への対応についても教えてください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の岩出市に転居してきた児童の虐待対応につい

て、お答えいたします。

まず、過去3年間の新規虐待通告件数は、平成27年度、51人、平成28年度、102人、平成29年度、73人です。

通告を受けた場合は、和歌山県市町村児童家庭相談マニュアルに基づき、48時間以内に子供の安全確認を行っております。

相談支援者数につきましては、平成27年度、307人、平成28年度、442人、平成29年度、556人です。

次に、他市町村から転入してきた児童への情報共有についてですが、本市では、まず転居前の市町村において、疑いを含め、児童虐待とされていたケースの対応としては、児童福祉法第25条の2に基づき、電話での概要説明や文書で通告を受けております。通告後、速やかに、岩出市要保護児童対策地域協議会における虐待ケースとして、まず担当課で受理会議を開催し、前居住地での様子などから、市としての初動対応方針を決定しております。

その後、要保護児童対策アドバイザーや児童相談所、警察、教育委員会、保健師、障害児者相談・支援センター、主任児童委員等で構成された実務者会議において、それぞれの機関での役割分担を細かく決め、支援のすき間ができないように対応しております。

また、対応に注意を要すると判断されたケースにつきましては、児童相談所が主体となって対応していただいております。児童精神科医や心理相談員等の専門職にかかわっていただくこともございます。

さらに、状況が深刻で、子供の命にかかわると判断された場合は、速やかに児童相談所に送致し、子供の保護を実施していただくこととしております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今回の目黒区の虐待も、香川県から情報があり、家庭訪問したが保護者に拒否され、被害に遭った女の子には会えていなかったとのこと。市では安全確認に行ったが、保護者が拒否して会えないというような場合は、どのように対応されるのでしょうか。

県の児童相談所には弁護士や警察官が配置されていて、困難な事例には適切に対応していただけていると思いますが、県との連携はどのようにされていますか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず、保護者が面会を拒否した場合の対応はどうかというところでございます。保護者が面会を拒否した場合、子供に保育所や学校など、家庭以外の所属がある場合は、保育所長や校長などの所属長に状況確認を依頼するか、あるいは担当職員が出向き、直接、子供の状況確認をしております。家庭以外に所属がなく、保護者が子供に会わせないとといった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所へ通告し、対応していただいております。

現在のところ、市がアプローチした中で、保護者が面会を断ったという事例はございません。

それから、児童相談所の連携についてでございますが、児童福祉法第10条で、市町村は、児童相談所が有する専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならないとなっておりますので、必要に応じ、児童相談所へ要請をしております。

ケースごとの支援内容や経過につきましては、情報共有を欠かさず、対応のおくれ等がないように細心の注意を払っております。

また、児童相談所との実務者会議は、年間18回程度実施しており、児童相談所内での協議内容の報告もいただき、市としての今後の対応につなげております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目、発達障害児童に対する支援についてです。この質問は、3月議会に引き続いての質問になります。

新年度、新学期が始まり、3カ月がたちました。児童生徒の皆さんは、そろそろ新しいクラスにもなれてきたことでしょうか。特別支援学級に在席する人数は増加傾向にあるということで、そのため介助員を増員し、保護者や医療機関の意見を参考に、障害特性に応じた対応をしていると、3月議会でお聞きしました。

普通教室においても診断が出ているわけではないが、発達障害が疑われる児童生徒が、1学級当たり2名前後いると報告されています。通級指導教室へは、当該児童の困難さや不得意分野の克服に向け、また、対人関係がスムーズにできるようト

レーニングしています。昨年度までは、岩出第二中学校区の小学校、すなわち根来小学校と中央小学校にしかありませんでしたが、今年度からは、新たに岩出中学校区の小学校にも通級指導教室が設置されると伺いました。何小学校に設置されたのでしょうか。

また、利用状況についてもお聞きしたいと思います。未設置の小学校の児童は、設置校に通う必要が出てくるとと思いますが、保護者が送迎できない児童について、支援は行われるのでしょうか。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 発達障害児童支援についてのご質問にお答えいたします。

通級指導教室につきましては、議員ご質問のとおり、さきの議会におきまして、中央小学校と根来小学校に開設しており、中央小学校及び根来小学校は岩出第二中学校区になることから、岩出中学校区の小学校にも平成30年度から設置する方向で準備を進めていること、さらに中学校への設置については、担当者の育成のため、教員を1年間、和歌山大学で勉強させた後、開設したい旨の答弁をさせていただいております。

今回のご質問につきましては、その後の進捗状況とあわせてお答えさせていただきます。

まず、設置している学校と利用状況につきましては、平成29年度の実績で申し上げますと、中央小学校では、もちの木教室利用者が、中央小学校から16名、山崎小学校から3名、山崎北小学校から2名の計21名、根来小学校では、根来サポートルーム利用者が、根来小学校から10名、岩出小学校から3名、上岩出小学校から5名の計18名となっております。

その後の進捗状況ですが、岩出中学校区への設置につきましては、本年4月1日に、山崎小学校におひさまサポートルームを開設し、現在3名が通級してございます。

それから、送迎支援についてでございますが、通級指導教室につきましては、自主的に通級していただいております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 保護者に代わり送迎ができないのであれば、通わなくても適切なトレーニングが受けられるよう、各小学校に通級指導教室が設置されるべきと考えますが、

いかがでしょうか。

それと、通級指導教室の先生は発達障害の専門知識を持っておられるわけですが、通常学級の先生にも発達障害に対する認識を深め、また、対応する力を養っていただく必要があるのではないかと考えます。

診断はされてなくても、発達障害が疑われる児童生徒が各クラスに2名ほどいると発表されているわけですから、児童生徒も学級での居心地の悪さや学びにくさを感じ、学級経営される先生方もかかわり方の難しさや授業の進め方、また、他の生徒との関係のとり方等で悩まれることも多々あるのではないかと思います。

通常学級の先生方にも発達障害についての研修はどのように行われているのでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず、各学校に通級指導教室を設置ということですが、この設置につきましては、県教育委員会からの加配措置によるものでありますので、今後、通級が必要な児童がふえた場合、県教育委員会に対して設置要望はしてまいります。小学校を卒業すれば中学校に進学するということとなりますので、市の教育委員会としましたら、次は中学校への設置を優先すべきであろうと考えているところでございます。

次に、普通学級の先生にも発達障害に対する研修というご質問ですが、これにつきましては、既に和歌山県教育センター学びの丘が実施する特別支援教育の基礎基本研修を2年間かけて全教員に実施してございます。

また、個人個人によって困り感が異なることから、紀伊コスモス支援学校のセンター的機能を活用しまして、より専門性の高い教員を派遣していただき、子供の見立てや支援の方法等について教えていただいたり、県教育委員会から委嘱された教員による巡回相談を利用したりして、通常学級での指導に生かしているところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、認知症対策についてです。

公明党では、この4月から6月にかけて、子育て、介護、中小企業をテーマに、全国で3,000人の議員が100万人の方への訪問調査運動を行ってまいりました。私も岩出市で300人を超える方にアンケート調査をさせていただきました。

そのうち介護の分野では、介護サービスを利用されていない方へのアンケートでは、ご自身が将来介護が必要になったときに一番困ることはという設問に、自分が認知症になったときを選択される方が大変多かったです。

また、介護サービスを利用されている方やそのご家族へのアンケートでも、日常生活で困っていることの設問の選択では、認知症の人への対応というのが多く見受けられました。

政府は、2025年には高齢者の5人に1人が認知症の人とその予備軍になると見込んでいることを発表しています。もはや認知症は誰かの問題ではなく、市民一人一人にとって大変身近な私の問題と言えるでしょう。

そこで、2025年問題に対する市の取り組みをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、認知症対策について、2025年問題に対する市の取り組みは。につきまして、お答えいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、我が国の認知症高齢者は65歳以上の約5人に1人、約700万人に達すると予測されております。本市の2025年の65歳以上の人口の推計値は1万3,850人であることから、これに当てはめると約2,770の方が認知症になると考えられます。

国において、2025年を見据え、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新オレンジプランを策定しており、岩出市におきましても、本プランを基本とし、認知症施策を進めているところです。

本市における認知症施策につきましては、認知症予防教室や認知症高齢者を介護される家族の精神的、肉体的負担の軽減を図るための支援として、認知症家族の交流会の開催、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り、支える応援者をふやす認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ研修の実施、また、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期発見・保護できるよう認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を実施するなど、認知症予防や認知症高齢者とその家族を支援するさまざまな取り組みを行って

おります。

また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方や認知症となった方及びその家族を訪問し、初期の段階で必要な医療や介護の導入あるいは関係機関との連絡調整や家族の支援等の充実を図っているところです。

高齢化の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれる中、認知症は誰もが関係する可能性のある身近なものであるため、地域全体で認知症に対する理解が進むよう認知症施策のさらなる充実に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 新オレンジプランを基本に認知症施策をさまざまに進めているということで、認知症サポーターの養成講座を開催されています。全国的には、サポーターが、ことし3月末で1,000万人を超えたと報じられています。市には認知症サポーターが何人いらっしゃるのでしょうか。今後も認知症サポーターをふやしていくことが必要と思われませんが、周知・啓発についてはどのようにしていかれるのですか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市の認知症サポーターの数は、平成30年5月末現在、1,121人であります。

周知啓発につきましては、広報等への掲載に加え、庁舎等公共施設へのポスター掲示あるいは介護予防教室参加者へのチラシ配布等、さまざまな機会を捉え、引き続き周知に努めてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 他市では、サポーターが認知症カフェを運営し、認知症の人や家族が悩みを語り合ったり、情報の交換をするなど、本人に寄り添ったサポートが好評を得ていると聞きました。市におけるサポーターの活動状況をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再々質問にお答えいたします。

認知症サポーターの活動状況につきましては、当市では、現在、認知症サポーターとして組織的に活動していただく取り組みは行っておりませんが、平成29年度に

おきましては、認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症フォローアップ研修を実施いたしました。この研修では、復習を兼ねた認知症の講義と認知症サポーターとして地域で活動している先進地の取り組み等を紹介し、参加者同士で認知症サポーターとして何ができるのかを話し合う機会を持ちました。

さらに、フォローアップ研修受講者の中で、認知症に関する学習やサポーターの活動を考える場として、認知症サポーターの会を実施し、現在、定期的に集まって、学習や話し合いを行っていただいているところです。

現在、サポーターとして、地域で何ができるかを参加者で意見を出し合っている段階ではありますが、参加者からは認知症の方の話を聞く傾聴ボランティアへの関心や認知症の方への対応の仕方をもっと専門的に学びたい等の意見が出てきているため、これらを踏まえつつ、岩出市の実情に合った認知症サポーターの活動が広がるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 これでは、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、子ども議会についてと交通安全対策についての2点で一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、子ども議会から質問を行います。

この子ども議会については、これまでも何回か取り上げてまいりました。小学生、中学生が、議会制民主主義を体験的に理解するとともに、政治への関心を深め、岩出市の将来について考え、議会で質問や提案をすることにより、児童に社会参加への態度や意欲を養うことができるものであり、多くの自治体が同様の主旨のもとで開催がされているものです。

同時に、保護者を初め市民の皆さんに児童の議場での活動を傍聴してもらうことを通じて、市議会や行政の取り組みをより身近なものと感じてもらうことも目的の中に含めて開催されています。

毎年行われている自治体もあれば、記念事業として開催されている自治体もあります。岩出市では、平成8年8月に記念事業の一環として開催もされてきています。

この間、教育長が何人もかわられてきていますが、子ども議会の開催については、今後の検討課題だとされてきています。子ども議会開催についてどのような認識を持ち、調査や検討がされてきたのか。年次的に検討課題だとされてきたこの結果、この報告をまず最初にお聞きをしたいと思います。

2点目に、子ども議会の開催で、子供たちにとってはどのような影響を与えるメリットがあると考えておられるのか、この点については、教育長並びに中芝市長の見解を次にお聞きをしたいと思います。

3点目に、岩出市での投票率が低いことや市の行政に関心を持ってもらう観点からは大切なことだと、前回の答弁でも開催の必要性を認められてきています。他の自治体では、開催する必要や意義があると捉まえているからこそ子ども議会を開催してきているのです。岩出市がその必要性があると認識しながら実行に移せないのは、どういう理由でこの子ども議会が開催されないのか、お聞きをしたいと思います。

4点目として、これは教育長にお聞きをしたいと思います。これまでは今後の検討課題という表現を通して、子ども議会そのものを開催する意思がない対応、これがこの間の教育長の中で態度としてとられてきています。現教育長も岩出市の教育長として約1年以上が経過をしてきています。子ども議会という面では、教育長としてどのような認識や捉まえ方をしているのかも、この2点目とも関連するとは思いますが、改めて4点目としてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の子ども議会についてのご質問の2点目について、お答えをいたします。

子ども議会とは、これまで各自治体の記念行事として開催されていましたが、1994年に政府が児童の権利に関する条約を批准したことで、本条約の第12条、意見を表明する権利を実現する機会を提供する手段として、全国の地方議会で開催され

るようになっていきます。

児童の権利に関する条約を根拠とするなら、考慮すべき点は、子供の権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利の4つの権利が尊重されるべき権利であり、子ども議会を開催することが、これらの権利を保障することにはならないと考えます。

子ども議会を開催している自治体では、まちづくりや議会の仕組みなどに対する勉強の場として開催しているもので、本来の児童の権利に関する条約の実現という観点からは、かけ離れたものとなっています。

いずれにしても、行事、イベントを実施するに当たっては、目標、目的をどのように設定するかによって、その効果も違ってまいります。勉強の場として捉まえるならば、少人数で行う子ども議会という場よりも、学校教育の場においてこそ実現すべきであると考えております。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 増田議員の子ども議会についてのご質問に一括してお答えいたします。

子ども議会の開催、そもそもの主旨については、先ほど市長がお答えしたとおり、児童の権利に関する条約を実現していく上において、必ずしも実施しなければならない事業とは考えておりません。

児童の権利に関する条約については、文部科学省事務次官通知によりますと、本条約の発効により、教育関係について、特に法令等の改正は必要ないが、もとより児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行わなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、さらに一層教育の充実が図られることが肝要であるとして、その留意事項としまして、児童が人格を持った1人の人間として尊重されなければならないことについて広く理解を深めること、体罰は学校教育法第11条により禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努めること、意見を表明する権利については、児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきだが必ず反映されるということまでも求めているものではないこと、学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒等が自国の国旗・国歌の意義を理解し、それを尊重する信条と態度を育てることともに、全ての国の国旗・国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるなど、文部科学省としての見解が通知されています。

したがいまして、子ども議会の開催は、本条約を実現していくための必要条件とは考えにくく、子供たちの意見や声を聞く手段は、ほかにもいろいろな方法がある

こと、また、文部科学省事務次官通知を勘案すれば、学校教育の場において、子供たちの権利を守っていくことが最も大事なことでありと認識しておりますので、改めて子ども議会を開催することについては考えておりませんが、今後、何らかの理由により子ども議会を開催する必要性が生じた場合には、その目標、目的を明らかにした上で開催する場合もあると考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、非常に残念な答弁をいただきました。市長においては、児童の権利とはかけ離れている、このような答弁もありました。また、教育長から、必要性がある場合もあるだろうというようなことなんかも言われたんですが、この点からは、改めてお聞きをしたいと思うんですが、今、他の自治体ではこのような子ども議会、数多くのところで行われているんですね。そこでは、やっぱり市長も言われたように、子供の権利です。この部分なんかにおいては、やはりしっかりと自分たちのまちを何とかしたい、そういうような思いも、やっぱり子供の権利としてあるんですよ。

これ、八王子の子ども議会、この中で選出された子供議員、子供議員の決意表明、これを読ませていただきたいと思います。ここではこう発言されています。

皆を代表して決意を述べたいと思います。僕は、この日を待ち望んでいました。八王子中から集まった積極的な皆と出会えることを楽しみにしていたからです。みんなが議員になろうと思ったのは、さまざまな理由があると思いますが、僕は自分の住んでいるまちをよくしたい。大人になって子供ができたときに、その子供たちにとってもよいまちにしたい。つまり未来の子供たちのために、子供の僕たちが行動しなければならぬと強く思ったのでなりました。皆も八王子をよくしようという思いは一緒だと思います。そんな心をしっかりと受けとめられる場所にしたいです。

時にはお互いの意見や考えが合わず、激論になるかもしれませんが、心と心で話し合えば最良の策が得られるかもしれません。子供ならではの意見を活発に出せばよいと思います。最終的には、結論を出すのですが、このまちが10年後にもっとよいまちになるために精いっぱい努力し、話し合い、よい結果を出したいです。そのためには、きょうから始まる事前学習会でしっかりと学習しなければなりません。学習してこそ、8月31日の子ども議会が成功するはずで、学生サポーターや関係者の方々にはわからないことばかりで、教えてもらうことも多いと思いますが、よ

ろしくお願いします。

最後に、半年間をともにする未来、この半年間、皆がともに成長できるようにということと、10年後には大人になっています。そのときに子供議員を経験してよかったと思えるよう頑張っていきましょう。

子供議員代表、名前あるんですが、中学2年生。

すばらしい決意表明じゃないですか。子ども議会を開催する意義は、本当に、これ、私、八王子市では、子供たちにこんな影響を与えているんですよ。

今、全国でも多くの自治体、開催されているところ、たくさんありますよ。彦根市なんかでもそうですよ。宝塚市なんかでもそうですよ。その中で、いろんな、いっぱい、これインターネットで調べるだけでも、いろんなこと書いていますよ。

そんな中で、今の市長、児童の権利とかけ離れている。子供たちの願い、本当かなえるつもりがあるんでしょうか。そういう点においては、こういう子供たちの意見、岩出市では、こういう子供たちの意見、どの場でこういった子供たちの意見、聞いていくお考えなんですか。この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

同時に、最初に教育長が、子ども議会の開催の必要性がある場合というような言葉も言われました。教育長として、子ども議会が開催する必要がある場合、この場合とは、どういう場合のことを想定されているのか、この点について、再度質問をしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

子供たちの勉強の場として捉まえるならば、少人数で行う子ども議会という場よりも、学校教育の場においてこそ実現すべきであると考えております。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

ほかの自治体の状況、八王子市のお話出ておりましたが、先ほど、市長、教育長が答弁したように、児童の権利に関する条約第12条、意思表示の権利の位置づけの理解として開催しているということですが、児童の権利の1つを保障するという主旨では無理があると、こういうこととございます。

子供の権利、どういう形で保障していくのかということとございますが、岩出市

では、平成27年度におきまして、岩出市人権施策基本方針改訂版を策定しております。この中で子供の権利を守っていく方針、明確にしております。

基本方向としましては、全ての子供には、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利があることを前提に、子供をめぐるさまざまな問題に対して人権の視点で考えていくと、こういうことを基本としてございます。

それから、子供の意見を聞く機会というご質問がございましたが、これまでの取り組みといたしましては、長期総合計画を初め、各種計画書を策定する際のアンケート調査あるいは和歌山行政評価事務所によります出前講座を行ったり、中学生熟議という名称で生徒会活動を通じて、まちづくり活動やボランティア活動に取り組んでいる中学生が集いまして、熟議を行って、地域社会に参画する一義的な能力の育成を目指すと、こういうことを行ってございます。

また、小学生では、人間関係形成向上能力のための能力向上のための小学生リーダー研修会、こういうものも行ってございます。ほかにも主権者教育ということで、選挙の出前講座とか、租税教室とか、小中学生を対象としたさまざまな研修も行ってるところでございます。

それから、今後、どういうことがあれば子ども議会を開催するかということですが、目標、目的が開催する必要性が生じた場合、開催することになるであろうと、このように考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この子ども議会、市当局については、到底、子ども議会については開催する意思がない、こう考えざるを得ない、そういう状況だと思うんですね。私は、やはり他の自治体からしっかりと学んでいく、こういう姿勢が岩出市にはないのかなと言わざるを得ない状況だと思うんですね。

先ほどの八王子なんかでもそうですけれども、子供たち、本当に行政の面について、先ほども言いましたけれども、将来の自分たちのまち、本当によくしていきたいんだと。ごみの問題やいじめの問題、自転車では伸び伸び走れるようなまちにするにはどうすればいいのか。エコバッグ推進、こういうような提案なんかも含めて、地球温暖化や、また駅前周辺の緑化事業とか、本当に各自治体なんかの部分については、本当に私たち議員以上のそういうような質問なんかもやっぱり出されてきています。

これはほかの自治体なんかでも、やっぱりそうなんですね。だから、そういう点

においては、子供たちにしっかりと自分たちのまちをどうしていくのかと。この部分なんかについても、やっぱり考えてさせていく、そういうことが、この岩出市でもそういう取り組みが、私は本当に必要じゃないかのかなというふうに本当に思うんです。

そうでなくても、今、岩出市、国政選挙でも県議会議員選挙でもそうですけれども、各種の選挙で投票率、非常に低い。政治に関心を持っていない。そういう人たちがふえてきているんですね。そして、今度、投票、以前は20歳だったけれども、18歳にまで引き下がったと。こういう点においては、やっぱり若い人たちにも選挙に行ってもらおう。そういう部分なんかも含めて、その対応が岩出市なんかでも求められていると私は思うんですね。

選挙管理委員会に少しお聞きをしたいと思うんです。岩出市、投票率、非常に低いという、こういうふうな現状、こういう現状において、このような今の小学生や中学生に政治に関心を持ってもらう、こういうことが岩出市の投票率、これが引き上がる、そういうふうにつながるのではないのかなと、私は思うところがあるんですが、選挙管理委員会として、こういう子ども議会で、政治に関心を持ってもらう、こういう事業なんかは選挙管理委員会として非常に役に立つのかどうかと。そういうふうな選挙管理委員会としての考え方なんか少しお聞きをしたいと思います。

それと、実際には、岩出市で、子ども議会という、そのもの自身についてメリット・デメリット、こういう部分なんか実際には本当にあるのかなという点なんか明確に、これは再度お聞きをしたいと思うんです。

こういう子ども議会をすることによって、子供たちの役に立つのか、それとも子ども議会を開いても役に立たないというふうに考えているのか、この点、再度、教育長にもお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

まず、先ほどから言っておりますように、児童の権利に関する条約を実現するという意味から言いますと、議員が言うほど、子ども議会の開催の必要性、認識はございません。

それから、意見を聞く場というのは、先ほどお答えしましたとおり、いろんな場において子供の意見を聞く場があるということでございます。

それから、選挙管理委員のということですけども、これは選挙管理委員会に伝えておきます。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

今回、通告がございませんでしたので、選挙管理委員会の委員長の出席はしてございませんので、選挙管理委員会としての答弁は差し控えさせていただきますが、今までの投票率を上げるということで、若者への対策の取り組みについてはご紹介させていただきます。

市の選挙管理委員会としましては、和歌山県の出張県政お話講座、この事業を活発に取り組んでございます。その出張出前講座の中では模擬投票ということで、選挙に関心を持っていただくということも取り組んでございます。また、新有権者への啓発のはがきの発送ということもさせていただいておりますので、いろいろな面で若者への投票への関心を高めていただく、また、保護者、若い方ですね、保育所のお子さんをお持ちの保護者の方への投票を促すために、保育所・幼稚園児への啓発物資の配布ということ、また、成人式での市長の式事、または啓発物資の配布ということで、投票率の向上に取り組んでいるところでございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、安全対策について質問を行います。

まず1点目として、桜台地域の安全対策について市の見解、これをお聞きしたいと思います。

この桜台については、根来交番からの道が本線としての幹線道路となっています。この幹線道路への進入交差点部分、この部分については、植樹帯によって、下から上がってくる根来交番方面から見通しが悪く、通行車両が見えにくいという地点が、あそこは坂ですんで、いつも、これあるわけなんです。このような下から上ってくる車が見えにくいような地点、このような地点は、植樹帯の一部を見えやすくするような改善の必要性があると私は考えますが、市の対応についてお聞きをしたいと思います。

2点目は、この桜台地域、この地域全体がカーブミラーというような点では、非常に数が少ないという状況があるんじゃないか。例えば、若葉台からの道路、上がってくる道路ですね、この道路については、同じような交差点幾つもあるとあって、三差

路幾つもあるんですが、下から上がってくる時点で、一番下のところにはついていけるけれども、あそこから2番目、3番目、4番目、同じような三差路の状況、こういうふうなところでも、ついていないというふうなところもあります。このようなカーブミラーというような点を初めとして、桜台地域全体について、どのように市として捉えているのかという点、また、今後の対応についてお聞きをしたいというふうに思います。

2点目として、堀口の交通公園の東側、今、農免道路沿いのところが、随時整備されてくる中で、この堀口の交通公園東側の三差路の南側部分についても、歩道が完成をしたということになっています。ところが、マンションの前から東側に通行する部分、この部分については、歩道そのもの自身も非常に狭いという部分とか鋭角になっている点などもあって、非常に狭くて、自主的には歩道の役割を果たしていないという状況もあります。しかも、歩道が狭くて、そして歩道そのもの自身の傾斜、これが非常にきつくて、そして通行人が転倒する、こういう事例も、この間起きてきています。

そして、こういう点では、この地点については歩道の改善というのが、これ改めて行っていく必要があるんじゃないかと。安全面を考えても、やはり改善していく必要があるんじゃないかというふうにも思います。そして、近隣の方なんかも、ここはやっぱりもうちょっと改善してほしいんだというような声なんかもたくさん寄せられています。この点について、市として改善していくというようなことなんかは考えていないのか、この点お聞きしたいと思います。

3点目は、岩出の総合体育館の東側、県道泉佐野岩出線の総合体育館の東側部分の歩道です。この付近については、この間、お医者さんなんかも、いろいろ宅地開発なんかも進んできたというような状況となっています。ところが、この総合体育館の東側の部分については、歩道そのもの自身が上ったり下がったり、下がったり上がったりというふうなところが幾つもあるわけなんです。

ですから、自転車なんかで通行されている、そういう生徒さんや、また、大人の方なんかもハンドルをとられて転倒する、こういうふうな事故も起きています。私は、こういうふうな地点、波状というんですか、幾つも、それが1カ所ぐらいだったらまだしも、何カ所も何カ所もあるというような地点については、ハンドルをとられたり振られたりするということがないように、県に対して、平な状況の歩道となるように改善要望すべき地点ではないのかというふうに思うんです。市として、この地点についての改善対策についてはどのように考えているのか、この点をお聞

きしたいと思います。

4点目は、川尻の市営住宅、ここから北へ行った山田川沿いのところに設置されている防護柵、この白い防護柵ですね、川沿いにある。このところにおいては、この間、車が多分ぶつかったと思うんです。大きくへこんでいたり、柵そのもの自身が壊れている、こういうふうなところがございます。

以前は、このような状況になっているにもかかわらず、注意を促すような赤いコーンとかという、安全面で対策というのはなかったんですが、この間、危険を示す赤いコーンというようなものなんかは、確かに置かれるようになりました。

しかしながら、やはり壊れているようなところ、かなり危険ですので、早急な改善と修理というものが必要なんですが、市として、この地点の改修工事、この入札というような対策なんかはどのような状況になっているのか、既に入札というようなことなんかも対応されているのかどうか、市としての対応面についてお聞きをしたいというふうに思います。

最後に、岩出市の安全対策という面においては、市内全体を見渡して、岩出市も、当然毎年のように、県に対していろんな改善要望なんかも出されていると思うんですね。市内における右折信号の設置とか、また、見通しの改善、こういうものなんかも市に出されていると思います。今年度においては、岩出市として、県に対してどのような要望を出しているのか。そしてまた、県との協議の中における状況というのはどうなっているのかという点、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、交通安全対策についての1点目、桜台地域の安全対策についてお答えします。

1つ目の植樹帯によって、根来交番方面から見通しが悪く、通行車両が見えにくいとのことですが、桜台地域の幹線道路は、緑陰の確保、騒音の減衰、大気の浄化など、良好な景観形成を目的として植樹されたものであり、植樹管理は、年1回、生い茂っているところに剪定をしております。また、見通しが悪い箇所につきましては、強剪定をしております。

続いて、2つ目のカーブミラーの点では、非常に数が少ない状況とのご指摘ですが、桜台地域の幹線道路は、車道と歩道が分離され、見通しもよく、カーブミラーが必要ない交差点が多いと認識しております。また、カーブミラーの設置の考え方、今後の対応につきましては、自治会からカーブミラーの設置要望があった場合、現

地を確認し、危険と判断した場合は設置しております。

なお、設置に当たり、隣接地所有者の同意を得る必要がございます。

次に、2点目、市道山西国分線の歩道設置で、堀口交通公園東の三差路、南側の歩道について、歩行者が通行しにくい狭い歩道と指摘されましたが、住宅や店舗が隣接しており、原則2メートルの歩道設置は困難であったため、現状の歩道となったものであり、現状では、これ以上の方法はありませんでした。

次に、3点目、県道泉佐野岩出線総合体育館前の東側歩道部分についてですが、県とともに現地を確認したところ、隣接する住宅や店舗への出入り口にすりつけたため、歩道に勾配ができたものと見受けられますが、隣接者の了承を得て、改善していただくよう県に要望してまいります。

次に、4点目、山田川沿いに設置されている防護柵についてですが、6月2日、事故により破損したもので、当事者に修繕するよう伝えております。

なお、応急処置として、カラーコーンを設置し、注意喚起しております。

次に、5点目、右折信号や見通しの改善など、県との協議についてですが、近年では、国道24号中黒地内のオークワ前東交差点、県道粉河加太線では、市道安上中島線との交差点、市道根来安上線との交差点、根来交差点、根来東交差点、市道山西国分線では、市道環状中島線との交差点に時差式信号や右折矢印信号を設置していただいております。

また、県道泉佐野岩出線の川尻交差点北側の中央分離帯の植栽について、視野が悪いため植栽を撤去、備前交差点では、南進右折レーンを延長していただきました。

なお、交差点改良事業では、交通量や渋滞状況により、信号機や右折矢印信号の設置も警察と協議し、検討していただいております。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 まず、桜台についてであります。今の現状から何も変わらないというような答弁だったと思うんですが、私は、本当に今の岩出市が安全対策について、本当にやっぱり議論というんですか、本当に今の現状よりも改善策をとろうというような考えが、なぜ持てないのかという点が不思議でならないんです。

特に、交番から上がってきた本線に入るところなんかは、今の話聞いていたら、景観がどうのというような、景観重視というようなふうに思えてならないんです。現実的には、真っすぐの道路じゃないんですね。下がっているんですね。下がっているところから車が上がってくるわけなんですよ。ですから、当然、例えば、しか

も下から上り坂ですんで、かなりゆっくり走ってくるというんじゃ、やっぱりないんですね。

例えば、20メートルぐらい離れてたとしても、その20メートルも離れてたら、車というのは植樹があることによって、ほとんどやっぱり見えないんですね。私、今、バンの背の高い、座席の高い車、乗っているんですけどね。それでもやっぱり見えにくいというようなことだってあるんです。今、特に普通乗用車なり小型の普通の自動車だったら座席も低いので、さらに見えにくいという状況が、やっぱりあるんです。

そういう点においては、この交差点の南側というんですか、道の交差点の南側のほうの部分については、改めて、やっぱり市として、その危険性というのを一遍調べていただきたいというふうに私は思います。

それと、例えば、今、市としては桜台全体の部分については、カーブミラー少ないじゃないかという指摘も、私させていただいたんですが、現実的には、若葉台からの同じような三差路なんかについても、一番下側はついているけれども、下から2筋目、3筋目、4筋目というのが、やっぱりないんですね。これ以外でも、桜台の交番から上がって行って、ずっと右へ曲がって、カーブいろいろあるんですけどね。そこの池ありますわね。池の前のところなんかには、飛び出し注意という看板、こういう看板も立っているんです。でも、そこにはカーブミラーありません。

それ以外にも、実際には桜台のところで、カーブミラーの設置するようなポール、こういうポールなんかも立っているんです。でも、設置もしていながら、そこにはカーブミラーついていない、そんなところたくさんあります。しかも、真っすぐのポールで、多分、速度規制か何かの表示をするそういうポールだと思うんですね。そういうポールなんかも幾つもあるんだけど、そこにも速度表示の看板とか、そういう部分なんかも、何か所もそういうところあるんです。

そういう点でいうたら、一遍、再度、市として桜台全体をやっぱりもうちょっと見直していただければなというふうに思うんですが、再度、この点についてはお聞きをしたいというふうに思います。

それと、あの堀口のマンションの右側、これは工事上、どうしようもないんだというふうな形で改善する必要がないと言われました。市として、現場検証、実際には現場検証として、つくったときもそうなんですけども、実際には、本当に歩かれたのかなというふうに、私は思うんです。これは、あの狭い歩道のところに、かなりの傾斜ついていますよ。私も実際何遍通っても、私でさえ斜めにしか行けないん

です。真っすぐ歩けないんです、あそこのところ。斜めにずっと体が左のほうへ寄っていくんです、西のほうから歩いた場合。しかも、道路が鋭角につくられているんでね、その歩道が本当に狭くて、実際には、せっかくつくった歩道だけでも、利用する人、誰もありません。

矢印みたいなやつで、歩道ここで終わりですよ、右へ寄りなさいよというような表示みたいなもの出ているんですけども、実際にはそんなとこ通らんと、全部道のとこ通って、これ通行する人が大半なんです。しかも、その危険性を察して、そこ通ったら危ないという方が、わざわざその狭いところを通ったときに、斜めになって、ひょろついて歩かなきゃいけないという状況なんです。

これ、当局として、再度一遍どんな検証をしたのか、安全だというような検証はどういうところから出たのか、この説明だけお願いしたいというふうに思います。

それと、総合体育館前については、県に改善要望、これはできるだけ早急に、早く、これはお願いしたいという答弁でしたので、これは一刻も早くしていただけるよう、さらに要望を強めていただきたいと思います。

川尻の4点目のところについては、今、6月2日の日に事故が起きたという形で、修理については個人責任で行うんだというようなニュアンスだったんですが、これについては市として責任持って改修するという部分ではないんでしょうか。その辺ちょっと改めて、個人責任でこれは改修するものなのか、市として、柵の改修という部分については取り組んでいくのかという点、再度、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えします。

街路樹の伐採につきましては、地元自治会から要望があった場合、周辺の状況を勘案し、伐採が適切と判断すれば、市において伐採します。

なお、樹木等の伐採した場合は、新たな植栽は考えてございません。

続きまして、カーブミラーの設置の件につきましては、先ほど1回目の答弁でお答えしましたとおり、これにつきましても地元要望がありましたら、現地を確認し、危険と判断した場合は設置しております。

それと、歩道設置の件につきましては、この箇所は用地確保が難しく、相手さんの敷地が狭く、店舗が建っているということで、暫定的に歩道を設置してございま

す。用地の協力が得られたら拡幅、通常どおりの2メートルの幅員で設置したいんですけども、店舗が間際まであるということで、少しは協力していただいたわけなんですけども、現状が精いっぱい状況でございます。

そして、傾斜につきましては、既存の側溝、今も現在使っているんですけども、その高さと出入り口の高さを隠したために、傾斜の状態になってございます。

改善につきましては、現時点では改善する考えはございませんが、今後、歩行者や通行車両の状況、隣接する住宅、店舗の利用状況に変更があれば検討してまいります。

それから、防護柵の修理の件なんですけども、これは原因者が直すのが当たり前と思っております。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 安全対策面については、カーブミラーですね、これについては何か地域要望というのがなければ、市としては動かないんだという状況だと思いますね。しかも地元要望と。これ、車なんか通っている人なんか、地元の人ばかりが通っているんじゃないんですね。だから、例えば、ここ危ないよというふうに感じた人から通報なり改善要望というのが出たら、市としては、当然、そういう改善対策というのを市独自の判断で、地元と、それはもちろんここにはつけますよと、つけたいんだという話はしなければいけないとは思いますが、そういう形で、市の主導でカーブミラーなんかは、やはりつけていくべきではないのかなというふうに、私は思うんです。

しかも、飛び出し注意という、そんな看板まで立っているようなところであっても、実際にはカーブミラーがついていないというような実態さえ、やっぱり先ほども言うたんですけども、そういうところなんかもやっぱりあるんです。だから、そういう点で言うと、剪定面なんかも、地元の要望があれば剪定というんか、樹木なんかも何とかするように考えますというようなことを言われたんですけども、やはりこの辺のところは、市としては、ここは見通しが悪いからこういうふうにしたらどうかというふうに、市として対応したいんですということで、市が主導で、やっぱり地元の人なんかにも改めていろんな意見なんかも聞いていただいて、その対応をとっていただければなというふうに思います。

そういう点では、今後そういう形での市として危険なところは危険だという形で、市が主導権を持って、その対応をとっていくという、そういうことは考えないのか、

あくまで地元から言うてこなんだからやらないんだというような、そういう対応なんか、その辺のところ、やっぱり私はちょっと改善、市としての対応面については変えていくべきではないのかなというふうに思うので、その点について、市の考え方、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問についてお答えします。

地元要望がなくても、危険箇所については、市が率先して設置すればという件につきましても、開発協議の中で、必要と思われる箇所は、開発業者に対して設置するよう指導しております。

また、建物や土地利用の変化により見通しが悪くなった箇所などは、従来どおり要望書をいただき、現地調査を行い、危険と判断した場合、安全対策を実施しているところであり、その方針を変える考えはございません。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、学校及び保育所の歯科検診についてです。

生涯を通じた歯と口腔の健康、さらには全身の健康保持・増進を推進していくためには、小児期の歯科医療を推進していくことが非常に重要です。というのは、胎児期に乳歯の形成が始まり、出生後7カ月前後に乳歯が生えてきて、2歳ごろに乳歯の歯並びが完成します。その後6歳ごろから、乳歯から永久歯への交換により、正常な永久歯の歯並びが完成します。つまり小児歯科医療は、胎児期から青年、成人期までの人間の生涯の歯科疾患を左右するライフステージにおける歯科医療の中

でも最も重要な期間です。

また、成人期と異なり、保護者を初めとする子供たちを取り巻く関係者、社会環境によっても、歯科疾患への対応が左右されることがあるのも特徴です。

以前は、虫歯のある子供たちがたくさん見られましたが、最近では、保育所、幼稚園、小学校の歯科検診診断で、虫歯のない子がふえてきています。診療室でもその傾向が強く、歯髄、いわゆる歯の神経の治療や金属冠を装着する処置が大幅に減少し、充填や予防措置が中心になってきていると言われていています。このことは3歳児、厚労省の歯科検診結果、調査結果や、12歳児の文科省の学校保健統計調査よりも、結果を見ると明白となっています。

しかしながら、毎年実施している、保育所、幼稚園、小学校の歯科検診後の事後処置、治療勧告を見ると、虫歯の早期の治療を勧告しても、受診していない子供も多く、治療勧告書の回収率も50%にならない場合も多いというのが実情です。

そのため、要治療の虫歯数もなかなか減少せずに、固定化されてしまう傾向が見られます。つまりほとんど虫歯のない子供と虫歯をたくさん持っている子供の二極化している傾向が見られるとあります。そのため、年々、虫歯は減少しているという面だけで、問題は解決せず、常に虫歯のある子供が、一定の割合で常に存在しているのが実情ではないでしょうか。

2012年の大阪のテレビ番組「歯科医院に行けない子ども！むし歯急増の陰に経済格差」の放映をきっかけに、大阪府の歯科保健医療協会が、府内の小学校を対象に学校歯科治療調査を実施し、健診で治療が必要とされた児童の約半数が受診をしていない。さらに、口腔崩壊の児童がいる学校が4割に上るという衝撃的な現実が明らかにされました。

この結果を受けた各地の保険医協会と同様の調査が取り組まれ、2018年4月時点で、全国21の保険医協会、医師会などで調査が行われました。その特徴などを2018年6月7日、全国保険医団体連合会が中間報告としてのまとめが発表されております。

全国の小学校で歯科検診を受けた子供たちの中で、要歯科受診と診断された子供のうち歯科未受診は52.1%に上った。実際に歯科医療機関を受診した割合は47.9%、未受診は52.1%となり、未受診の児童が過半数を超えているという結果です。

中学校では、歯科検診を受けた子供たちの中で、要歯科受診と診断された子供のうち歯科未受診は66.6%に上ったとあります。

虫歯が10本以上ある歯の根しか残っていないような未処置の歯も何本もあるなど、

そしゃくが困難な状態とした口腔崩壊の子供がいた学校は、小学校39.7%、中学校32.7%という結果が出ています。

一般社団法人日本小児科学会は、虫歯と同様に、歯を失う最も多い原因の歯周病については、全体にやや減少傾向にあるが、15歳から19歳の思春期、青年期では増加していると、このように言っています。

小児期でも、罹患率は既に35%を超えており、加齢とともに増加傾向にあるのが実情です。さらに小児期では、いつも口が開いて口呼吸をしていたり、指しゃぶりや舌癖などの口腔習癖がなかなかやめられない等の口腔機能に関する問題が顕在化してきています。

口腔機能の低下による、より口腔周囲の筋力が弱くなり、食べ物をうまく食べることができなくなる可能性もあり、小児期における正常な口腔機能の発達は、これからの大変重要な課題となっているとも言われております。

そこで、市内保育所、学校でも検診をされておりますが、その結果と特徴がどういったものなのか、お答えを願いたいと思います。

次に、検診後の歯科受診の実態です。岩出市でも、当然、再受診をなさいたいという紙をもらってくると思いますが、その検診結果についての受診の実態と、その評価についてお聞きをしたいと思います。

次に、受診を促す必要性と取り組みについて、現在も取り組まれていると思われませんが、どういった形で行われているのか、お聞きします。

次に、学校や保育所、また家庭内での虫歯予防の取り組みについてはどのような指導を行っているのか、これについてお答えを願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 歯科検診について、まず学校の関係について、1点目の結果と特徴、2点目の検診後の受診実態と評価についてお答えいたします。

公立小中学校の歯科健診につきましては、保育所と同様、学校保健安全法に基づき実施することとされてございます。

1点目の結果と特徴ですが、小学校の検診結果ですが、3,148名中、虫歯のない児童が1,846名で58.6%、虫歯のある児童が1,302名、41.4%、虫歯のある児童1,302名のうち処置完了児童が529名、40.6%、未処置児童が773名で59.4%となっております。

中学校の検診結果ですが、1,534名中、虫歯のない生徒が931名、60.7%、虫歯の

ある生徒が603名で39.3%、虫歯のある生徒603名中、処置完了の生徒が187名で31.0%、未処置生徒が416名で69%となっており、虫歯以外では、顎の関節、あと歯列、かみ合わせといった部分もふえてきており、また、歯周病の原因となる歯垢、歯肉の状態では、中学校の約半数が要観察ということで、歯磨きの不足が指摘されております。

歯科医院に行って処置を完了した児童生徒は、小学校で約4割、中学校では約3割となっており、低いというふうに考えてございます。

次に、3点目の受診を促す必要性と取り組みですが、各学校では歯科検診結果のお知らせを検診終了後に全員に配付しており、また、未受診者の保護者に対して、個人懇談会を通じて再度受診するよう促してございます。加えて、保健だよりや保健委員会等でも呼びかけております。

4点目の虫歯予防の取り組みですが、虫歯に対する意識を高める取り組みとして、保健だよりの配布や虫歯予防啓発ポスターの作成を各校で行ってございます。また、歯科衛生士による歯磨き指導や希望者に対するフッ化物洗口、プラークテクターによる歯磨き点検、歯磨き週間の実施、歯磨きソングの放送などを行っているところでございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 歯科検診についてのうち、保育所についてお答えいたします。

公立保育所の歯科検診につきましては、学校保健安全法に準じて実施することとされており、嘱託医を配置するとともに、全ての入所児に対して、年1回の歯科健診を実施しております。

平成30年度の結果につきましては、738名中144名、約19.5%が齲歯、いわゆる虫歯に罹患していると指摘を受けており、年齢が高くなるにつれて罹患者数が増加する傾向にあります。

2点目、検診後の歯科受診の実態と評価についてですが、平成28年度の受診率は43.5%、平成29年度は40.2%、平成30年度は、現在のところ144名の罹患者のうち受診は34名で、受診率は約23.6%であり、未受診者には受診を促しているところです。歯科検診の受診率につきましては、各年度40%程度となっており、今後も受診率向上のため、保育所においても各種取り組みを行っていきたいと考えております。

3点目、受診を促す必要性と取り組みについてですが、虫歯を放置すると、体にも害を及ぼす可能性もあることから、保護者の方には、虫歯が体に及ぼす影響などを記載した文書で通知するほか、担任保育士等より歯科医の受診を促すよう、直接

的な声かけも実施しております。

4点目、虫歯予防の取り組みについてですが、食後の一斉歯磨きやおやつを食べた後のうがいを実施しているほか、年少児以上の児童には歯磨き指導も行っております。また、児童に歯磨きについての関心を持たせるために、ポスターの掲示、制作、描画、人形を使つての歯磨き遊びなどを保育に取り入れております。保護者に対しましては、保健ニュース、保育所だより、年次だよりでの啓発を行つておるところでございます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 健診の結果と受診に関する答弁をいただきました。小学校、中学校、また公立の保育所に通う形での答弁をしていただいたんですが、結果を見ると、やはり治療を行わなければならないという方々が、やはり治療を行うといったパーセンテージと非常に低いというのが見られると思うんです。これは全国でもこのような状態が出ているんですが、なぜこのような結果となるのか。それに対し、多くは子供の保護者が虫歯に対して無理解、無関心なことが大きいと原因が思われるという形で、専門家も言われています。

こうした子供の虫歯を重症化させることは、いわゆるデンタルネグレクトに当たるといふような形での警鐘を専門家が鳴らしています。デンタルネグレクトとは、親が虫歯の治療など必要な口の中のケアを子供に受けさせないこと。仕事が忙しかったり、生活に余裕がない中で、やむを得ず起きているケースもある、このように考えられています。

小学生の未受診の中で、寄せられた声ですね、事例、保護者や子供たちの事例の中で、やはり保護者が共働きで仕事を休んで通院させることができない。また、母子家庭で、費用、連れていく時間がない。子供が治療を嫌がるため、保護者が歯医者に連れていかない。乳歯なので、そのうち生えかわると考えている。また、受診しない理由の中には、経済的な理由で、乳歯だからほっておかれる家庭やネグレクト的なお家もあると、このように言われています。

中学校の未受診の生徒の中で、声として上げられているのは、小学校のときから一度も受診をしておらず、3年生では歯の根しか残っていない状況もある方がいらっしゃいます。

最近の傾向としても、齲歯のない生徒と、1人で何本もの齲歯がある生徒の二極

化が進んでいる。1人で虫歯が10本以上ある生徒もいてる。歯科治療は痛みが伴うと思ひ込みが強く、治療、受診を進めても、本人が行こうとしない。部活や塾などの習い事により時間をつくるのが難しく、治療へ行かない生徒がいる。こうしたような回答があるのですが、岩出で受診をしない原因となっているのは、一体どういった点なのかという点をまずお聞きをしたいと思います。

次に、虫歯予防にはフッ化物の洗口の効果というのが言われています。先ほども答弁の中にあっただと思いますが、虫歯予防、フッ化物の働きというのは、歯の表面のエナメル質に作用して、酸に溶けにくい歯質にし、虫歯を予防する。フッ化物洗口とは、洗口液を5ミリから10ミリと口に含み、約30秒間、ぶくぶくうがいをして吐き出すと、それによって虫歯を防ぐことができるというふうな形で言われています。

これをやっている学校の中で、平成26年度にフッ化物洗口を実施した施設では、平成27年度の虫歯のある子の率が低くなったというデータもあります。こうしたフッ化物洗口について、もっと岩出市としてもしっかりと行う、こういった考えはないのかということについて、お聞きをしたいと思います。

次に、受診を促す必要性和取り組みについてお聞きしました。先ほども言ったように、受診しない理由としては、やはり親御さんたちの意識の低さというところには非常に問題があって、その意識を高めるという取り組みは非常に大切です。そうした点では、やはり直接保護者の方に、担任のほうからだったり、専門家の方からの言ってくださいという、そうしたお言葉というのは非常に大事であるんですが、しかし、行きたくても行けない、今やったら家庭的、経済的な理由という視点もあります。

小学生全員、埼玉県の志木市というところは、卒業するまでに虫歯ゼロを目指す虫歯ゼロ作戦というのをやっています。これは治療を勧告して、受けた児童全員が治療証明書を提出することを目指しているそうです。これについて、どのような取り組みを行っているかということ、やはりしっかりと直接保護者の方に促したり、教育の現場の中で、やはり虫歯に対する話をしたり、また、懇談などや授業参観の後の懇談で、そういう話をしたりということもあります。

このような取り組みも1つ行うことができるのではないかというふうに考えます。それについてお答えを求めたいと思います。

最後に聞きたいのは、経済的に行けないという問題です。専門家の中にも、やはり保護者の関心の低さとともに、1つ、経済的な理由があって、それで受診をさせ

ないというのが非常に大きいと。当日窓口で支払う現金がないために、受診ができないなども大きな問題となっているとあります。

岩出市では、子供に関心を持っていただけるようにと、医療費に1割自己負担をしいております。しかし、逆に、このことで受診を控える、必要であっても行けない、行かせない、行かすことができない、このような形に控えるといったことが起こっているのではないかというふうに考えます。

先ほど言った埼玉県志木市では、平成21年、子供医療費を無料化にしました。その後、虫歯の保有率というのが、以前よりも、無料化をする前から見た数字的には、保有率がすごく低下したという実績がございます。

そこで、市長に、やはり子供たちの健やかな健康、また成長を望む上でも子供の医療費の無料化というのは必要ではないかというふうに考えますので、その辺についてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校の関係ですけど、未処置者が多いのはどのような理由があるかと考えているのかと、こういう質問ですが、虫歯は表に見えにくいということで、本人もよほどひどくならないと痛み等の自覚症状が出てこない。加えて、ご質問にもありましたが、乳歯は生えかわるものという認識も少なからずあると思われま。

また、虫歯の治療は長い時間を要することから、保護者の就業状況もあり、受診させることが難しいということも考えられると思います。

それから、フッ化物洗口のご質問ですが、先ほどお答えしましたように、希望者に対しては歯科衛生士による処置を行っているところでございます。

それから、歯の啓発というお話がございました。これも先ほどお答えしましたが、結果のお知らせを検診終了後に配布と同時に、また、保護者の方に対して、個人懇談会を通じて、再度受診するよう促している、あるいは保健だよりを発行して、啓発を行っているところでございます。

○吉本議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 市来議員の再質問のうち子供医療費を無料化すべき、この点についてお答えいたします。

子供医療費無料化については、報道等において無料であるがゆえ、過度な受診につながったり、過剰な検査、投薬が行われるケース、あるいはコンビニ受診を生む

などの問題があると言われてしています。市としましては、一定の財源確保、サービス利用の適正化、サービスの利用者と被利用者の公平性の確保などの観点から、適正な利用者負担が必要であると考えております。

これらのことから、小中学生の子供医療の外来については、1割負担をお願いする現行制度のまま実施してまいりたいと考えます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、受診率が悪い原因あるいは保護者への働きかけというところがございます。保育所の部分でございます。虫歯の治癒には長期間を要すること、あるいは子供が受診を嫌がりがちなこと、先ほど議員もおっしゃっていましたが、保護者の就労等により平日の受診が難しいこと、やはりそのあたりが原因と考えられます。また、乳歯から永久歯へ生えかわるため、放置しても影響がないと考えておられる保護者も見受けられることから、公立保育所としては、引き続き保護者に対して受診促進を働きかけてまいりたいと考えております。

それから、フッ化物洗口に関してでございますが、フッ化物洗口につきましては、この薬剤が劇薬に取り扱い指定されており、薬剤師等の支援が必要やというふうに聞いております。あらかじめ濃度を薄めて使用しているというふうに聞きますが、賛否両論もあると聞いておりますので、今のところ、保育所において使用する予定はございません。ほかの市町村の事例とリスクの研究等をしていく課題であると考えております。

続きまして、歯科健診の受診率の低い原因の1つに、子供医療に自己負担があるからではないかというところをご質問されております。現在、岩出市において、子供医療費助成は外来に関しては就学前が無料、小学生からは1割負担ということになっております。今のお話でありますと、現在も無料で受診できる保育所の受診率は高くなり、自己負担がある小学生は低くなるというような形になるかと思えます。ところが、保育所においても、小学校においても、受診率には顕著な差が見られない状況です。

また、県の調査によりますと、小学校における地域別の受診率の状況は、早くから無料化を実施している有田地域などと岩出市を含む那賀地域に有意な差が見られないこと、また、自己負担を残している自治体を含んでいる西牟婁地域では、那賀地域と比較して、逆に10%以上、受診率が高い結果が出ております。

保育所の現場では、受診しない理由として、子供が嫌がるとか、長期間受診しな

ければならないから面倒だといった反応があると聞いております。

子供医療と関連づけてというところではございますが、今申し上げたところから医療費助成と歯科健診受診率に直接的な因果関係が確認できず、受診率向上のためには、保護者への働きかけを強める等、意識を高めることが重要であると考えており、今後も、この面からの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 市来議員の再質問、医療費の無料化についてお答えをいたします。

先ほどより課長、部長も答弁いただきましたが、子供医療につきましては、子供を取り巻く方々に健康に対する意識を高めていただきたいこと、また、事業を安定的に運営していくことなども総合的に勘案し、現行どおりの制度で推進してまいります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほどから、今、子供の医療費の関係からいろんな答弁をいただきました。無料にしてるから、してないから、受診率については、してなくたって上がっているところもあるというふうな形で言われていました。であるならば、やはり岩出市としても、しっかりと、やっぱり受診を促すような取り組みというのを今後しっかりして行っていただきたいと思います。

それから、あと、最後ですが、1点、先ほど課長が言われたように、無料にするのと過剰に行く、またコンビニ受診につながるのではないかというような意見が出てきました。ぜひ、そういったデータがあるのであれば、ぜひ後で結構です。そういうデータを1回、どの地域で出ているのかというのをいただきたいと思います。

というのは、国では国保の法定外の繰り入れをしたときに、法定外の繰り入れについてペナルティーをとるという話になったときに、子供の医療費がペナルティーの中に入っているんですね。それについて、コンビニ受診とか、そういったものが国会の答弁の中であったのかというところに対しては、国自身がそういった事例はないというふうに、はっきりとお答えになっています。

ということで、ぜひコンビニ受診になっているといったようなことがあるのであれば、そうしたデータのほうもぜひいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

受診を促していただきたいと、こういうことでございます。1回目のご質問にお答えいたしましたとおりでございます。引き続きいろんな形を通じて受診を促してまいります。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

保育所に関しましても、保護者の方に意識を高めていただくということで、文書での通知であるとか、担任、保育士からの声かけ等、さまざまな形で働きかけをしてまいりたいと考えております。

○吉本議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 コンビニ受診については、報道等でよく聞くということでお話ししたことでありますが、私、国保の医療費を見ていく中の課長といたしましては、やっぱりサービスの利用の適正化とか、サービスの利用者と被利用者の公平性の確保であるとか、そういう観点は非常に重要であると考えております。

岩出市の現物給付スタートした平成29年8月以降の状況も逐次確認しておりますが、インフルエンザの影響でスタートしてから、ちょっと件数はかなりふえましたけども、今現在は落ちついている状況でして、今後も状況のほうは注視してまいります。適正な利用者負担が必要であるというのは、このような考え方から申し上げておりますので、子供医療につきましては、現行制度のまま実施してまいりたいと考えています。

○吉本議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 生き生きと健康に暮らせるまちづくり目指して。

データヘルス計画から見る岩出市の実態です。データヘルス計画は、日本再興戦略において、全ての健保組合にレセプトのデータ等の分析に基づき、加入者の健康保持増進のための計画作成を求めたもので、根底には医療費の削減があります。

しかしながら、健診の実施、市民の健康状況の確認、保健指導により市民みずからの日常生活の習慣の改善で、健康に、いつまでも生き生きと、いわゆる健康寿命を維持していくためには、分析を行い、また問題や課題に対し何らかの対策を打つことや予防へとつながるのであれば必要だとも考えます。

岩出市では、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）をことしの3月に発効しています。この計画は、2018年から2023年までのものとなっています。データ化することで、岩出市の国保に加入する方々の状況がつかむことができたのではないかと考えます。

そこで、まず本市の死因についてお聞きをいたします。

次に、医療費の状況についての見解をお聞きします。

次に、データ化で見えてきたものは何か、どう捉えているのか、お聞きします。

2つ目に、医療費適正化に向けた取り組み、日本共産党は国保の保険料の引き下げを訴えるとともに、ジェネリック医薬品への促進をもこの間、提案をしてまいりました。ジェネリック医薬品とは、先発医薬品、新薬より安価で提供される医薬品です。市においても促進のための対応をいろいろこの間行ってきていますが、ジェネリック医薬品の使用促進対策と効果についてはどうか。

次に、保健指導では重複頻回受診者への訪問指導があります。重複診療受診とは、同じ疾患で複数の医療機関を受診している方、頻回受診者は医療機関の受診回数が多い方です。この間の対応と評価についてお聞きします。

3つ目に、保健事業の評価です。岩出市の健診については特定健康診査受診率は、対象者の7割が未受診となっています。市もいろいろな対策を打っておりますが、なかなか受診率の向上が見られません。

健診受診率の向上対策として、はがきや電話の実施をしましたが、その課題と評価についてお聞きします。

次に、特定保健指導について、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対し、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートをすることです。評価と課題では、終了率は年々向上しているが、県平均を下回っているため、利用者をふやす取り組みが必要とあるが、原因は何と考えているのでしょうか。

次に、糖尿病性腎症等重症化予防事業について。糖尿病で透析に移行するリスクが高い方に保健指導を実施し、重症化を予防する事業となっています。実施して、評価と課題に、初年度は定員に見合う申し込みがあったが、2年目以降、申込者が減少していくことが懸念されるとしています。課題となる原因は何なのか、お答え願いたいと思います。

次に、特定健診未受療者勧奨事業について、特定健診で要精検となった方で、医療機関受診ない者に対し受診勧奨を実施し、疾病の重症化の予防を図る事業です。

課題は、受診勧奨の後、実際に受診したかどうかの確認をする必要があるが、これに対する取り組みが、今後できていくのか、これについてお答えください。

4点目は、健康寿命の延伸を図る取り組みについてです。データ化にすることで、市の特徴や課題が見えてきたと思いますが、次に行うことは、課題に対する対策を講じることが大事です。

現在の取り組みについて、どういった健康寿命の延伸を図る取り組みを行っているのか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、生き生きと健康に暮らせるまちづくりを目指しての1点目、データヘルス計画から見る岩出市の実態の(1)本市の死因についてお答えをいたします。

平成28年の統計によりますと、本市の死因は、悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎の順に割合が高く、和歌山県全体とおおむね同じ傾向となっております。また、標準化死亡比によりますと、本市は男女とも老衰、肝疾患及び悪性新生物による死亡率が全国よりも高くなっており、女性については肺炎も高くなっております。

次に、医療費の状況についての見解ですが、平成28年度における国保医療費は、前年度に比べ1億575万1,460円の増加となっており、平成25年度以降、増加傾向が続いています。また、1人当たりの医療費も同様に増加傾向にあります。さらには65歳以上の前期高齢者数が年々増加しておりますが、前期高齢者の1人当たりの医療費も増加傾向にあります。こうした要因も相まって、今後も被保険者1人当たりの医療費は増加していくものと考えております。

次に、データ化で見えてきたものは何かについてですが、データヘルス計画では、3つの課題として整理をしております。1つ目の課題として、健診結果において、悪玉コレステロールとも言われるLDLコレステロールや高血糖の指標であるヘモグロビンA1c、収縮期血圧の有所見者が40歳代から多く見られるため、この年代から健診による健康状態の把握や生活習慣病の発症を予防していくことが重要であります。本市は特定健診受診率が県平均に届いていない状況であり、受診率を向上させていく必要がございます。

2つ目の課題として、健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者やその予備軍の割合が3割近くを占めており、生活習慣の改善に取り組む方を増加させて

いくために、特定保健指導を利用されていない方へのアプローチに取り組み、特定保健指導終了率を向上させていく必要がございます。

3つ目の課題として、全体の医療費の中で慢性腎不全や糖尿病、高血圧症などの生活習慣病が占める割合が大きいことから、早期対応を図ること、特に糖尿病の重症化予防が重要であると考えております。

続いて、2点目、医療費適正化に向けた取り組みについてのジェネリック医薬品の使用促進対策と効果はどうかについてですが、使用促進対策につきましては、後発医薬品に切りかえ可能な方に、切りかえた場合の差額通知の実施、医療機関へのポスター掲示依頼、また、保険証やお薬手帳に張って使用できるジェネリック医薬品希望シールを全世帯に送付し、使用促進を図っております。

数量シェア調剤分につきましては、平成27年度で56.2%、平成28年度は64.0%、平成29年度、67.8%と年々上昇しております。

また、差額通知により後発医薬品に切りかえられた効果額の累計は、平成27年度からの3年間で計206万6,406円となっております。

続いて、重複受診者への対応と評価につきましては、国保では国保連合会から提供される一覧表をもとに、対象者を選定し、同一疾病で複数の医療機関を受診された方や同一の効果効能を持つ薬剤が複数処方されている方などについて、保健師が対象者宅を訪問し、指導を行っております。

内容といたしましては、まず治療中の病名や治療の内容を確認し、同一疾病で複数医療機関を受診し、それぞれから薬が処方されていることが判明した場合、そのことを担当医が把握しているかの確認、また、薬の過剰摂取による体への負担などについて説明、助言をしております。この取り組みに関しましては、指導を受けた方が、その後、一覧表に上がってこなくなったなど、一定の効果が出ております。

続いて、3点目の保健事業の評価の健診受診率の向上対策、はがきや電話の実施での課題と評価につきましては、健診受診率の向上対策の一環として、過去4年間、特定健診未受診となっている55歳から64歳の方に対して、受診勧奨はがきを送付しておりますが、今後も継続して実施することで、経年未受診者に啓発を続けていく必要があると考えております。

また、集団健診を申し込んだが、未受診となっている方、あるいは過去3年間、特定健診未受診となっている一部の年代の方などをターゲットを絞り、保健師が電話で受診勧奨を実施しております。

平成28年度は、対象となった方のうち58.5%の方と接触し、保健師が直接電話で

話をすることで受診につながられており、一定の効果が認められておりますので、今後も継続して実施していきたいと考えております。

続いて、特定保健指導について、課題となっている原因は何かにつきましては、本市の特定保健指導終了率は、平成28年度で14.7%であり、率の向上を図っていかねばなりません。率が上がらない主な原因としては、特定保健指導がかた苦しいもので、好きなことを制限されるというイメージや、保健指導判定値の方は、まだ自覚症状がないため、元気だから保健指導など受けなくてもよいと自己判断されてしまうことなどが影響していると考えております。

次に、糖尿病性腎症等重症化予防事業の課題となる原因は何かについてですが、この事業は、腎機能の低下や糖尿病の悪化で透析に移行するリスクが高い方を対象に、重症化予防、透析移行の遅延を目的としたプログラム参加型の保健指導で、対象者はレセプトデータから抽出しておりますが、新規申込者がふえないのが課題となっており、原因としては、既に治療中などで保健指導は必要ないと自己判断したり、かた苦しい制限されるなど、特定保健指導の場合と同様な要因が考えられます。

続きまして、特定健診未受療者勧奨事業、課題に対する取り組みについてであります。特定健診で要精密検査となったが、その後、医療機関の受診が確認できない方に対し、電話により受診勧奨を実施しております。

平成29年度では、対象者113名に対し、88.5%の方と接触ができておりますが、その後、実際に医療機関へ受診されているかどうか確認の徹底が重要であると考えております。受診の確認につきましては、レセプトによる確認を丹念に行っていくこととしております。

最後に4点目、健康寿命の延伸を図る取り組みについてですが、高齢化が進展していく中、健康寿命の延伸は重要な課題であると考えており、市民の健康づくりを推進しております。

具体的には、がんや心臓病、脳卒中など生活習慣病の予防や早期発見・治療は、健康寿命の延伸に効果があることから、特定健診や各種がん検診等健診事業の実施、また、健康な生活を送る上では欠かすことのできない適度な運動、適度な食生活について、健康講座や健康相談、げんきアップ教室の開催、また、介護予防教室では、運動機能向上を目指したシニアエクササイズを初め、認知症予防、栄養改善等の教室や岩出げんき体操応援講座なども実施しております。

また、生活習慣病の予防は、栄養や食生活、運動、歯磨きなど、子供のころから適切な生活習慣を身につけることが大事であります。

歯科検診等につきましては、先ほど答弁しておりますが、子供の健康づくり全般におきましても、保育所を初め各分野において取り組んでまいります。

また、今年度、岩出市健康づくり計画ふれあい健康21を改定いたしますので、データヘルス計画とあわせ、計画的に市民の健康づくり事業に取り組んでまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 5月に厚生文教常任委員会におきまして、広島県の呉市に視察を行ってまいりました。少し取り組みを紹介しながら、再質問を行いたいと思います。

呉市の取り組みについては、平成27年6月議会、また、きょうの午前中の議会でも議員のほうから紹介させていただいていると思うんです。ジェネリック使用の関係につきまして、このジェネリックの医薬品に切りかえることで期待ができる効果は、保健事業の実施の財源確保と医療費の適正化で、保険料率の引き上げの抑制が図られると。岩出市でも効果があったとおっしゃっておりますが、呉市においても、そのように考えられています。

平成20年から平成29年までの累計、切りかえ者数の推移、切りかえによる効果の高いと思われる対象者約3,000人に毎月通知することで、通知開始2年後には累計通知者の約70%が切りかえを行っています。現在では80%です。呉市は岩出市と比べても人口も22万人、国保の加入者も4万5,000、かなり違いがございますが、しかし、取り組みで、平成29年3月までの累計薬剤費の削減額が13億4,958万円となっています。毎月切りかえによる効果が高いと思われる対象者に通知することで生まれてきた額です。

このように、岩出市でも、はがきの裏、通知かな、何かでジェネリックへの促進を促す取り組みをされていると思います。でも、やっぱり毎月行うことで生まれてきたということに対しては、やはり岩出市でもこうした取り組みを進めるべきではないかと考えています。

また、ジェネリック医薬品、最近では耳にする言葉となってまいりましたが、まだまだそれが何なのかわからない方も多いですし、また、薬局や病院などにももちろん協力をしていただく必要がございます。逆に通知書の見直し、もっともっとわかりやすい通知書の見直しなども含めて、切りかえの必要があるのではないかと考えますので、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

次に、保健指導についてです。重複受診者訪問効果、呉市では、25年度に7人に

指導し、診療費削減約62万円、平成26年度は5人指導、47万円、平成27年度は7人、うち削減達成者5人で、120万円削減ができています。頻回受診者訪問効果も、平成25年度、83人に指導し、削減1,100万、平成26年度は92人に行い、1,400万、平成27年度は82人に、うち達成者45人で700万円の削減となっています。大変時間がかかり、訪問対応には非常に簡単ではないと思います。岩出市でも、先ほどもおっしゃっていましたが、3人に行って、効果があるというふうな形で見られています。

ここで大事なのは、呉市では、対象者にしっかりと向き合い、なぜ重複受診になっているのか。頻回受診につながっているのか、ここをしっかりと話を聞いたり、市民の声をしっかりと聞き入れながら、生活環境や生活状況をしっかりとつかみ、その中で解決方法、適正化に結びつけていると、このように言われております。

重症化をまた防ぐ取り組みも大事です。呉市では、生活習慣病、糖尿病、高血圧、脂質異常症で、継続的な受診があつたにもかかわらず、3カ月以上放置している、病院にかかっていない被保険者に対し、受診勧奨を実施しています。2疾患以上の方には電話、1疾患の方には文書通知、237件、結局何かといいますと、多くかかっていると訪問で指導入るけど、逆に生活習慣病で、一定期間かかっていたのに受診をやってないという、3カ月以上放置している人たちに対しては、逆に受診を促している。予防、ひどくならない、重症化を防ぐために予防をしているという形の取り組みです。そのことを行っただけで、3割の方は受診へとつながり、重症化を防ぐというようなことをやられているそうです。

どちらにしたとしても、この問題、引き続きこうした方々に寄り添いながら行っていく事業だと思いますが、大事なのは、より添える、大変専門性が鍵となって、役割が重要なことを果たすと思うんです。その辺の人材、また、そういった寄り添ったことが本当にできていくのかというところが心配なんです。その辺について、岩出市としてどのような形で、今後行っていくのかという点をお聞きをしたいと思います。

次に、呉市では、糖尿病性腎症等重症化予防事業で「はじめよう！減塩生活」をキャッチフレーズに、食塩摂取量1日8グラムを目指しています。食塩の取り過ぎは、先ほどから言っているような、高血圧の原因だけでなく、脳卒中、心臓病、そして腎臓病など、結局は生活習慣病になりやすいことを防ぐという、また、市民に関心と意識を持ってもらう取り組みというのをやっているそうです。市内全体に取り組みを進めることは、全世代の予防につながり、大きく広く考えれば、健康寿命の延伸を図る取り組みの1つとして考えられています。

呉市がやっていることは、減塩講演会、減塩教室、出前トーク、子育て世代への減塩教室、学生を対象とした減塩教室、減塩のおいしい料理教室、特定健診に付加した減塩摂取量検査の導入などです。ここで注目したいのが、特定健診に付加した食塩摂取量検査の導入です。

減塩といっても、市民への意識の向上については、なかなか難しいところ、先ほどこから言われていましたが、やはり保健指導についてもかた苦しいというイメージがあったり、糖尿病についても治療しているから大丈夫だ、また、かた苦しいというような形になりますが、やはり市民の意識を変えるというのは、自分が納得して初めて、そこから生活習慣病についての改善策という手だてを自分自身が本気でどうしようかというふうに考えなければ、非常に難しいという点があります。

呉市でも、やはり減塩といってもなかなか難しいところ、やはり自分の塩分がどうなのかというのを見える形をとることによって市民の意識が高くなると、このように担当者は説明されていて、推定食塩摂取量の尿検査というのを検査項目の中に入れたそうです。これは尿で調べることができます。

岩出市民の中にも、医療機関と連携を図りながら、地域間の中で、推定の食塩の摂取量検査を行っている方がいらっしゃいました。その方に聞くと、初め検査をやったときは、10ぐらいあったが、その後、定期的でやるようになると、食事での塩分をすごく気にするようになり、しょうゆを少な目にとるとか、塩分、これどうなっているのかなというふうな意識の変化が生まれたと。それによって、今は8グラムになった。このように意識の変化が自分にあったというふうな形で言われておりました。

全国の自治体でも、減塩に着目し、検査項目に入れているところもふえてきています。ぜひ岩出市でも取り入れて、意識の向上、また予防を進めることはできないのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、ジェネリックの関係ですけれども、呉市では、毎月はがき等を送付しておると。やはりわかりやすいようにするべきではないかという、そういう主旨であったかと思えます。

ジェネリック医薬品に関しましては、最近におきましては、かなり知名度とか、

市民意見といいますか、知名度も出てきているのかなとは思いますが、やっぱり安もんじゃないかとか、そういう何ていうんですかね、そういうふうな響きで捉えられる方も、やっぱりまだいらっしゃるのかなというふうには思っております。

そういう中で、例えば、方法とか回数とか、そういう部分については、常に我々も見直しや改善をして、市民の方にはわかりやすいようにやっていきたいというふうに考えておりますし、加えて、やっぱりジェネリックというのを使ってみようかというきっかけとしては、かかりつけのお医者さんであるとか、そういうところの先生からの働きかけというのも1つハードルを下げるきっかけになるのかなとも感じますので、医療機関とか薬局等との働きかけというのも、協力をお願いする等、やっていきたいなと考えております。

それから、次ですが、頻回受診とか、その辺に関して、相手と向き合ってやっていく、あるいは頻回受診に加えて、この3カ月以上、治療を受けておられない方に関しても働きかけを行っていったらどうかと、呉市の取り組みというところでございます。

まず1つ、3カ月以上、治療を放置されている方に対しての受診勧奨というところでございますけども、今、岩出市の国保のシステムの機能の関係上、3カ月以上放置している方というのを特定して拾い出すことができないというような状況もございます。そういう中で頻回受診とか、これ、頻回受診とかに限らず、特定健診の未受診の方であるとか、保健指導を受けられておられない方、いろんな方に対してそうなんですけども、電話やはがきによる勧奨であるとか、直接アプローチしての勧奨であるとか、やっぱり地道な作業、どうしても地道な作業になってくるかと思っております。

国保の担当課である保険年金課には、今年度から正規職員として保健師も配置させていただいたところでありまして、従来からおります非常勤の保健師とともに、これは労を惜しまず、地道にこつこつと働きかけていきたいなというふうに考えております。

それから、次に、同じく呉市の取り組みの中で、減塩への取り組みを実施しているが、岩出市のほうでもどうか。それに関連して、尿に試験紙を入れて塩分をはかる、そういう方法があるんですけども、そういうのを取り入れはどうかという、そういう主旨であったかと思っております。

高血圧を初めとする生活習慣病の予防あるいは重症化予防に関しては、生活習慣の改善が重要であり、運動や食生活、あるいは飲酒、喫煙、いろんなところから多

角的に進めていく必要があると考えております。

このうち塩分の摂取につきましては、現在、特定保健指導の栄養教室の場で、食品に表示されているナトリウムから食塩量に換算する方法、あるいは塩分の適正な摂取量、あるいは簡単な減塩の方法について周知をしてきているところです。

また、介護予防の事業として栄養改善教室というのを行ってありますが、この教室においても同じような取り組みを行っております。

議員ご提案いただきました推定食塩摂取量検査、これを特定健診というのは、なかなかそういう考えはございませんが、食塩摂取を初めとする栄養面、これに関しましては、引き続き保健指導、介護予防、いろんな場で取り上げていくことに加えて、集団健診の際とか、それから、ふれあいまつりなんかの健康関係のイベント等、さまざまな場で市民の方々に意識を高めていただく啓発を展開していくこととしております。

塩分の尿検査の関係でございますけども、今申し上げたさまざまな教室の現場で、実際使用するということになりますと、教室でおしっこをとっていただくとか、ちょっとそういう部分もありますので、なかなか、いささかハードルが高いのかなという、そういう感じもしておりますが、この方法に関しましては、市民の方に周知、啓発していくことは、また検討していく余地があるのかなと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 6番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問いたします。

まず1点目は、岩出駅前通りの活性化についてであります。

今後、2年計画でJR岩出駅のバリアフリー化に伴う大規模な改修がなされますが、岩出駅も一新され、関連しまして、岩出市の玄関口でもある岩出駅前通りの活性化や観光事業の推進は、今後どう考えているかについてお答え願います。

2点目につきましては、地域包括ケアシステムについてであります。

現在、公明党が実施しております介護アンケートの結果では、地域包括ケアシス

テムについて、知らないと答えた方が多くおられました。地域包括ケアシステムとは、団塊の世代の方が75歳以上になる2025年には、超高齢化社会となり、介護や医療の問題が大きくなることから、高齢者が住みなれた地域でいつまでも暮らし続けるため、今から整備していくことであり、大変重要なことであると理解しております。この地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関が、市役所内に設置されております地域包括支援センターであることから、地域包括支援センターについてお聞きしたいと思います。

1点目は、具体的な内容としまして、地域包括支援センターの業務は、具体的にどういった内容なのか。

2点目は、地域包括センターの職員体制はどうなっておるのか。

3点目は、地域包括支援センターが受けた相談件数や相談内容、その他事業実績はどのようなものがあるのか。

4点目は、地域包括支援センターの今後の取り組む予定にしている業務及び今後地域包括支援センターを住民の方々にどのように周知していくのかをお答え願いたいと思います。

3点目の一般質問の通学路のブロック塀等の安全点検についてであります。午前中の上野議員による同じ主旨の質問がなされ、詳細な答弁がありました。非常に理解できましたので、この質問は取り下げます。

以上、よろしく申し上げます。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 田畑議員ご質問、岩出駅前通りの活性化についてお答えいたします。

岩出駅の改修は、駅前通りの活性化を考えるのにいい機会であると考えております。まちの活性化につきましても、商工業、観光、まちづくりなど、多様な観点から考える必要があり、行政だけでなく、地域住民や関係者とともに取り組んでいく課題であると認識してございます。

以前、田畑議員からもご質問がありましたとおり、駅前商店街の空き家、空き店舗等が目立った状況になっており、これに対しては市と岩出市商工会が連携して、市内事業者の育成、経営等のサポートをするとともに、創業や起業、転業の相談があれば、駅周辺商店街の空き店舗を活用するなどを含め、関係機関等と地域一体となって、地域商工の活性化に努めてまいりたいと考えております。

なお、直近の情報としまして、岩出駅近くに医院が建設されると聞いております。

これで1つ、新たなにぎわいになるものと思われま。また、岩出駅の改修は、市民のみならず観光利用者にとっても、市の玄関口として、利便向上が期待できるものであると考えております。市では、この機会を関係機関と連携し、市の観光情報などの充実を図り、観光施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

現在、駅前には観光協会に設置された岩出市観光ガイドマップが記された大型観光案内看板がありますが、駅の改修に伴い、移転の必要があると聞いております。これにつきましては、この際に、内容更新も含め、リニューアルを実施することで、岩出市観光協会と協議を進めているところであります。

また、待合室内には、現在も岩出市道広域観光連絡協議会で設置したパンフレットラックがあり、岩出市はもちろんのこと、紀の川流域の市町の観光パンフレットを配架し、広域周遊の案内を行っているところであります。こちらにつきましても、駅改修に合わせ、JR西日本と協議の上、配置内容、掲示方法など、観光客の利便性向上のため、よりよいものとなるよう努めてまいります。

一方で、鉄道や商店街を守っていく取り組みには、市民の皆様の参加が不可欠であります。鉄道の利用はもちろんであります。例えば、日用品を地元商店でお買い求めいただくなど、地域活性化のため、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目、地域包括ケアシステムについての、まず1つ目、具体的な内容についてお答えいたします。

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、高齢者やその家族等からの相談に総合的に対応する機関として設置されております。

具体的には、介護予防プランの作成、介護予防事業の実施や認知症の方と家族への支援や虐待防止等の権利擁護、介護支援専門員の支援、さらには、これ以外にも高齢者に関するさまざまな総合的な相談支援を行っております。

次に、2つ目、現在の陣容についてお答えいたします。

地域包括支援センターの職員体制は、主に高齢者の総合相談窓口に対応する職員として、保健師2名、社会福祉士2名、主任ケアマネジャー1名に加え、臨時職員としてケアマネジャーが4名、事務職が1名をそれぞれ配置しております。

地域包括支援センター業務における専門職の役割としましては、保健師は医療や介護予防、社会福祉士は成年後見制度や高齢者虐待等の高齢者権利擁護、主任ケア

マネジャーは地域のケアマネジャーや介護関係者への相談支援等をそれぞれ主に担当しており、必要に応じて3者が連携し、チームにより業務を行っております。

次に、3つ目、今までの実績はについてお答えいたします。

地域包括支援センターの平成29年度の相談件数は、実数535件、延べ975件でした。相談内容の一番多かったものは介護に関する事、次に認知症に関する事、続いて施設入所に関する事でした。要支援及び事業対象者の方の介護予防プランの作成業務につきましては、包括支援センター職員が作成したプランは、延べ3,247件でした。その他地域包括支援センターの主な業務の実績ですが、認知症施策としましては、認知症サポーター養成講座を7回実施し、参加者は174名、認知症サポーターフォローアップ研修は1回実施し、127名の参加者がありました。また、認知症家族の交流会は6回実施し、参加者19名、認知症等徘徊ネットワーク事業の事前登録者は26名となっております。

介護予防事業としましては、運動機能向上を目指したシニアエクササイズ教室を2回実施し、計31名が参加、ほかに認知症予防教室と栄養改善教室をそれぞれ1回実施しております。また、住民主体の介護予防の集いの場づくりを支援する岩出げんき体操応援講座を6カ所で開催し、延べ214名の方が参加されています。岩出げんき体操に取り組む自主グループに対するフォローアップ講座は6カ所で開催し、60名の参加がありました。岩出げんき体操に取り組む自主グループは、現在、8グループあり、98名の方が活動されています。

次に、4つ目、今後の取り組み及び周知方法はについてお答えいたします。

今後の取り組みとしましては、特に認知症サポーター養成講座修了者が、地域で認知症サポーターとして活動できるよう支援を行うことと、国が推進している高齢者の自立支援に向けた取り組みの1つである自立支援型地域ケア個別会議の実施、この2点に力を入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

地域包括支援センターの住民等への周知につきましては、広報及び市ウェブサイトへの掲載と、高齢者を支援する民生委員・児童委員へのチラシ配布等を実施しております。

今後も支援を必要としている高齢者が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの周知に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員　まず、1番目の岩出駅前通りの活性化についてでありますけれども、今後、ますます市行政側と住民と商工会等々、観光協会等はタッグを組んでいただき、活性化にますます進んでいただけたらと思います。

そこで、1つ質問いたしますが、今回の岩出駅のバリアフリーに伴う大規模改修といったのは、具体的にどのような内容になっておるのか、お尋ねいたします。

2番目の地域包括ケアにつきまして、先ほど答弁いただきました国の重要施策の1つとして、自立支援型地域ケア個別会議を開いていくという答弁いただきました。具体的に、この会議というのは、どのような内容になっているのか、お尋ねいたします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　田畑議員の再質問にお答えします。

岩出駅の改修の内容についてでございますが、岩出駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、西日本旅客鉄道株式会社が、岩出駅にエレベーター、スロープ及び多目的トイレ等を設置し、バリアフリー化を図るものでございます。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　再質問にお答えいたします。

自立支援型地域ケア個別会議についてでございます。

自立支援型地域ケア個別会議は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みの1つとして実施しております。

本会議には、担当ケアマネジャー、介護サービス事業者、またリハビリ専門職を初めとした多職種の関係者や市職員が参加し、介護予防サービスを利用するためのケアプランが、それぞれの有する能力を生かして、自立した生活を送るためのプランになっているかを検討するものです。主に要支援1、要支援2等の方のケアプランについて、個別ケースの検討を行っております。

岩出市では、平成29年8月から、この会議を実施しており、ケースの支援内容を検討することで、関係者が個々の高齢者の持つ課題や本人の望む生活を共通認識することができるため、関係者がチームとして連携が図られるとともに、画一的ではなく、個別性のある自立につながる支援とすることができております。

また、この会議を積み重ねることにより、高齢者を支援するケアマネジャーやサ

ービス事業所等の関係者で、自立支援についての共通認識を図ることができ、結果として、高齢者の自立支援を促進させ、要介護状態の維持、改善につながっていくことが期待できることから、市としましては、高齢者の自立支援と重度化防止に向け、本事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1番目の質問に関しまして、お答えいただきましたバリアフリーの大規模改修ということでありました。私ども、ちょっと勘違いしておりますのは、岩出駅全体がリニューアルして、外見上もがらっと変わるというイメージ、ちょっと持っておったんですが、その辺、ちょっと勘違いかなと思うんですが、その辺、お答え願いたいと思います。

それと、2番目の地域包括について、実は、以前、私の知人が日々認知症がどんどん進みまして、大変な状況の中、実は経済的虐待を受けました。そのときに大変な状況になってきまして、包括支援センターの職員の方が中へ入っていただいて、そして、我がことのように一生懸命頑張っていただきまして、そして、市長申し立てによる成年後見制度を活用していただいて、後見人をつくっていただき、その方を保護したという事例がありまして、本当に感謝しております。

その方は、その後、施設に入られて、現在も幸せに暮らしておられますし、施設に入ってから、非常に認知もとまりまして、今現在、元気いっぱい暮らしておるようでございます。

そういうことで、目の当たりに地域包括センターの働きというのは、私自身も物すごく見てきておりまして、感謝の思いでいっぱいあります。また、それだけ住民の方にとっては、非常に最後の大事な大事な高齢者のとりでというふうな位置づけをなされているんじゃないかなと思います。

そこで、先ほどの個別会議の件もありましたように、さまざまいろいろなケースがあると思います。また、人によっていろいろな支援の仕方もございます。そこで、今回、今現在、我々公明党として100万人のアンケート調査をして、介護について、かなり詳細なアンケート調査を今現在行っております。そして、このアンケート調査の結果をもちまして、政府に働きかけて、恐らく法案や、また施策等々がかなり打ち出されて、今度くると思います。

そういったときの早期の情報収集であったり、そういうアンテナをしっかりと張っ

ていただいて、早く住民に周知をしていただけたらなというのが、まず1点。

2点目は、現在、恐らく、先ほども言いましたように、いろんな現場では困難な状況もたくさんあるかと思いますが、今、一番困難な状況に向かわれて、頑張っているようなことがあれば、1つ教えていただけたらと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

岩出駅の改修についてですが、いわゆる全面改修ということではないのかということですが、先ほど答弁をいたしましたとおり、バリアフリー法に基づき、エレベーターの設置をするということに主眼を置いてございます。エレベーターの設置に当たりまして、それに合わせて改修できるるところということで、スロープ及び多目的トイレ等の設置を行うところでございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、包括支援センターの職員について、お褒めの言葉をいただき、大変ありがとうございます。今後とも、市民の、特に高齢者の方々に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

まず1つ目、国などの制度、事業に関してアンテナを張って、常に早く収集してというような、そういう主旨だったかと思います。高齢化の進展に伴いまして、いろんな高齢者に関する事業というのがふえてまいります。特に、この介護、高齢者福祉の分野に関しましては、年々いろんな事業、あるいは制度が改正されたり、始まったりということで、職員のほうも、その情報を収集して、市としての対応をしていくというところ、非常に頑張っておるところでございます。

今後とも国や県の方向性というのは、議員おっしゃるように、素早く確認した上で、岩出市のほうの事業にも取り入れてまいりたいと考えております。

包括支援センターで、今、困難に向かっている、どういう部分で困難に向かっているところがあるかというようなところでございます。先ほど申し上げましたように、岩出市のほうも県下一若いまちではあったんですが、高齢化のほうは、これから進展していくというところでございます。我々、健康寿命の延伸ということで、高齢になっても元気で暮らせる、暮らしていただく方をふやしたいというところでございます。その人その人に応じた介護であるとか、介護予防であるとか、その方

に応じたケアというのをどういうふうにしていくかというのは、やっぱり日々勉強していかならんとかなと思います。

今後も、市民、高齢者の方々、岩出市の高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して暮らせるような体制づくりということで頑張ってもらいたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開いたします。

休憩 (14時38分)

再開 (14時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思っております。

まず、議長の許可を得ていますので、まず第1点、公文書に関して、2番目、鳥獣駆除に関して、そして危機管理、4番目に那賀病院の労働実態について、5番目に職場環境・格差問題について、6番目に教育環境の改善についてという6項目であります。

まず、公文書について質問をさせていただきたいと思っております。

近年、分権改革とともに、公文書に関して議論されてきております。公文書は、行政活動、政策の公共性が何によって担保されているのかを示す、まさに証拠資料にほかなりません。2009年7月に公文書管理法が制定され、2011年4月1日に施行されたものであります。この目的は、それぞれの意思決定や業務遂行の過程において作成する公文書であり、大切な記録でもあります。

そこで、岩出市において、基本的な考えをお聞きをしたいと思っております。

まず第1点、公文書について、保存期間が決められていると思いますが、収蔵されている公文書は、毎年どれぐらいあるのか。

2番目に、公文書の保存期間及び保存対象が妥当であるかどうかについて、内部統制上、どのように決行されているのか。

3番目に、公文書には、紙ベースだけでなく、電子文書、磁氣的記録も該当し、

情報公開の対象になってきております。電子文書についても時代に対応したルールをつくり、管理保存を徹底すべきであると考えております。岩出市において、これらのルールはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

4番目に、これらの公文書に関して、どこに保管をしているのか、あわせて、岩出市において、現在、事務決裁規程と文書管理規程がありますが、事の重要性を考えるならば、これらの公文書に関して、条例を視野に制定を考えるべきであると考えておりますが、岩出市の見解をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の公文書についてのご質問にお答えいたします。

まず、市の公文書管理につきましては、岩出市文書管理規程を定めて、その適正な管理に努めているところでございます。

1点目の公文書は毎年どのぐらいあるのかについてであります。管理規程では、公文書には各課に備える文書番号簿により、年度ごとに一連の番号を付すことを原則としております。平成29年度では、全体で1万5,656件となっております。

なお、軽易な文書につきましては、番号を付すことを省略したり、また、内部での文書などのあることを考えますと、これよりも多い件数となります。

次に、2番目の公文書の保存期間や保存対象の当否についてであります。保存期間につきましては、管理規程では、永年保存、10年、5年、3年及び1年の5区分としております。

なお、法令等により別に定めのあるときは、当該法令等の定めるところによるものとしてございます。

この5区分のいずれに該当するかということにつきましては、文書の内容ごとにどれだけの期間保存すべきかの基準を示す文書保存期間基準表を定めており、これに基づき、担当課において判断することとしてございます。保存対象につきましては、公文書となります。

公文書の定義につきましては、情報公開条例第2条第2項で規定されているところであり、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他これらに準ずる手続を終了した文書となっております。

公文書の廃棄につきましては、原則として、保存期間が経過した段階で、担当課長が判断し、焼却や裁断などの適切な方法で処分をしております。

なお、市史の編さん等の参考となるようなものは、資料として保管することとしてございます。

次に、3番目の電子文書のルールはどうかであります。電子メールで送信されてくる添付ファイルなどの文書につきましても、原則として、紙媒体と同様の取り扱いであり、公文書として処理すべきものは紙にプリントアウトして、管理規程に基づき処理をしております。

次に、4番目の保管庫の場所はどこにあるのか。条例の制定についてはどう考えるのかについてであります。保管庫につきましては、南庁舎の西側にある2階建ての建物をメインの書庫とし、各課にスペースを配分して、各課による管理を原則としております。

条例の制定につきましては、公文書等の管理に関する法律第34条では、「地方公共団体は、この法律の主旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされており、条例の制定までは求められておらず、また、あくまで努力規定となっております。

岩出市では、これまでの答弁のとおり、管理規程に基づき、適正な管理に努めているところでありますので、現在のところ、その考えはございません。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、公文書に関して、総務部長のほうからご答弁をいただきました。

まず1点は、今日、なぜその公文書がこれだけ問題になっているのかという問題であります。岩出市の歴史を後世の人間が見た場合、どのようにその時代における決裁がされてきたのかという重要な歴史文書でもあり、私たちは、この公式公文書に関しては、誰もが簡単に廃棄をしたり、改ざんをしたりということがあってはならない、そのように考えております。

中央では、財務省が森友学園との契約に関する決裁文書の書きかえをしてきたことを認めて、調査結果を3月12日に発表しました。書きかえていたのは、森友学園との契約に関する決裁文書の一部である調書と、書きかえた内容と不都合にならないよう関連する決裁文書の調書だったわけでありまして。

結果公表後、麻生財務大臣は、理財局の一部の職員が行ったと強調して、佐川の国会答弁に合わせて書きかえたのが事実だと。最終責任者は、当時の理財局長の佐川だと話している報道がありました。

結局、国会議員に改ざんした文書を提供して、ごまかしてきたことになるわけがあります。国政の最も中枢である財務省が、この程度まで改ざんをして、国民をだましてきたことは、過去にないわけであります。

岩出市にあっては、これらの公文書が改ざんや改変なり、書きかえが起きないような体制づくりを早急につくらなければならない、そのように考えておりますが、所見を伺いたいと思います。

また、公文書の保存期間や保存対象であります。今、総務部長は、完結文書として、永年、10年、5年、3年及び1年の5区分でやっているということでありませぬ。

なお、規程の中の32条では、課長は総務課長と教授、各課長のことだと思っておりますが、総務課長と協議をして、その文書の基準となる文書分類を作成するものであるということでありませぬ。

廃棄する場合に、今のお話では、原課の課長で判断をしている部分があるんじゃないかということをお慮しておるわけでありませぬ。廃棄する場合には、原課の課長並びに総務課において、厳格な基準のもとに廃棄をするということが求められると思っておりますが、そこらの手だてについては、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、文書管理規程を精査をして、電子メールの保存期間は適切かどうかであります。今、部長は電子メールも公文書であるというような見解を述べられておりましたが、この管理規程の中には、電子文書については、どこに触れられているのか定かではありません。その条項の中で、電子文書についての取り組みもありませんし、不十分ではないと、私はそのように思っておりますが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、地方自治体において、法の主旨にのっとり、適正な文書管理をするためには、私は公文書管理条例なるものをつくるべきだということで、1回目に質問させていただきました。なぜ必要かということでありませぬ。条例には、そこに公文書を改ざんしたり、書きかえたりした場合には、罰則規定を設けるということも可能であります。

現在の公文書管理規程、文書処理の規程には、その点が一言も触れられておりませぬ。すなわち、言いかえれば、何をしても決裁文書が改ざんされても、その責任は不問にされるというような実態ではないかということがありますので、これは早急に公文書管理条例なるものを各地方自治体でも、今検討されておりますが、岩出

市においても早期に立案をして、条例化をしていくべきだというふうに考えておりますので、再度お聞きをしたいと思います。

それから、他の地方自治体では、図書館なり、歴史資料館と連携して、歴史的な文化的意義を有する公文書の収集を努めることや保管庫スペースにも限度があり、これをしますと、デジタルアーカイブをして、後世に残しておくということも求められると思うんですが、これらの点についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、公文書の管理については、いわゆる財務省の書きかえ問題があって、問題になっているということで、その改ざん・改変体制を早急に整備すべきではないかということでの所見をとということでございますが、いわゆる国会で起きた問題の公文書の改ざんについては、岩出市においては、そういったことが起こるような、そもそもそういう例になるような文書がまずございません。現時点で、改ざん・改変ということについて、特に問題が起こっていることでもございませんので、現在の管理規程で進めていきたいと考えてございます。

次に、2点目の保存期間の区分の中で、これは文書管理規程で、廃棄については各担当課長に任せているのでは不十分ではないかということで、総務課長もということでございますが、総務課長の職務としては、文書管理規程の第4条で、文書の管理が適正かつ円滑に行われるように、各課長に対して必要な指導を行うとともに、文書管理の改善に努めるものとするというふうに職務として規程されてございますので、この点については、それで対応できていると考えてございます。

次に、3点目、電子メールの規程について、文書管理規程では定かではないのではないかとご指摘でございますが、そもそもが情報公開条例の第2条第2項で、公文書の定義というのを実施機関の職員が、職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他、これらに準ずる手続を終了した文書ということで、この情報公開条例の公文書の規程の中で、いわゆる電子メールに相当する分も規程が含まれておりますので、この電子文書につきましては、紙文書と同様の対応がされるということで、特に問題はないかと思います。

続きまして、4点目、いわゆる条例で公文書管理の規程をしないと、罰則を設けることができないと。文書の改ざんの責任を問うことができないのではないかと

う点でございますが、これにつきましては、刑法で公文書偽造等、これは第155条で規定がございます。いわゆるそういう法律的な処罰の規定もございますので、あえて条例で罰則を設けるといふうなことは、現時点では考えてございません。

ただ、国のほうでは、いわゆる公文書の管理法の関係で、いろんなことが審議をされており、それで地方公共団体にもというふうな話が出てくれば、その時点での検討はあるかと思えます。

最後、5点目、いわゆる他の自治体では、図書館等でデジタルアーカイブ、いわゆる電子処理をして、後世に残す文書を保存するというのを考えているかどうかというご質問だったかと思えますが、これについては、現時点では特段そこまでは考えてございませんが、必要になるかどうかは、また今後の状況を見てということになると思えます。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 歴史的公文書あるいは文書ということですけども、例えば、民俗資料館では古文書の収集あるいは図書館ではふるさと資料の収集ということで進めてございます。総務部長がご答弁したとおり、必要があれば、今後進めていきたいと思えます。

なお、岩出の広報ですね、これも昭和31年から発行しておりますけども、これについてはデータ化して保管をしているという状況でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。あつてはならない、起きてはならないことが、国において起きたということであります。今、総務部長は、岩出においてはそういう事例が、今のところないと。これからも起きないであろうという安易な憶測で言われているんだと思うんですが、これからどういう事態になるかということは、今の時点で想定することができません。二重、三重の網をかけて、これらの公文書に関して適正な管理運営というのをやっていくべきだということのように思っております。

そういう意味では、今回の公文書管理に関して、将来、これが絶対であるということとは言えないんですけども、二重、三重、四重、五重の手だてをして、国と同様な公文書管理、刑法で罰せられるということを言われましたが、現実的に、佐川氏本人は刑事罰不起訴というような事態になっているわけであります。そういうことが起きているわけですから、現に、この公文書管理については、公文書を国では各省、公文書管理監というものを設置をして、今後やっていくんだというようなこ

とも言われておりますが、岩出市においても、さらなる公文書管理について、厳格な規程を設けて、問題の起きないように最善を尽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

尾和議員の言われるとおり、公文書管理に絶対があるということはないと。私が先ほど答弁したときには、絶対があるというふうな意味で答弁をしてはございません。国のほうでは、いわゆる今公文書の法律の中で、改正して、新たに管理監を置くというようなことが検討されているということで、岩出市においても、それを検討してはどうかということであったということですが、これにつきましては、国のほうで、どういった形でそれが最終的にされ、また、そのことが岩出市においても本当に必要であるかということは、その動向を見ながら考えていきたいと思っております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、鳥獣駆除についてであります。

鳥獣駆除については、5月4日に岩出市の川でカワウの駆除作業をしていた男性2の方が、不幸にして行方不明になり亡くなられたということで、警察、消防を初め、川に流された可能性があるとして捜索をされました。4日の午後6時ごろ、紀の川市で野鳥のカワウの駆除作業をしていた男性と連絡がとれなくなったということでもあります。

警察によりますと、行方不明者は岩出市に住む69歳と73歳の男性2人です。この方は地元の猟友会に所属をして、4日朝早くから仲間とともに駆除作業を行い、午前8時半ごろ、小型ボートに乗って駆除したカワウを集める姿が確認されていましたが、その後、夕方になっても自宅に戻らなかったということでもあります。

警察と消防が2人の行方を捜しながら、その後、10日に紀の川市の小倉地区で男性の遺体が見つかり、それから、開智学校の近くの紀の川で発見されたということでもあります。

まことに残念であり、心からお悔やみを申し上げたいと思いますが、これに関しては、私は、今回の事故、災害といえますか、発生に関して、岩出市がどういう措

置をとったのかということで、以下、質問させていただきたいと思いますが、5月4日に起きたカワウ駆除の経過と対策、岩出市はどのような対策をしてきたのか。

それから、2番目に、岩出市は、これらのカワウ駆除に対して、要請で実施をしてきたのかということでもあります。

3番目に、市の責任はどうか、及び賠償問題もあるんですが、ここで言うてる見舞いとか償いとか、これらについてどのように考えておられるのか。

それから、4番目に、捜索に当たられた消防団員の動員数延べ人員及び出動手当についてはどのような取り扱いをしてきたのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 まず最初に、このたびお亡くなりになりましたお二人のご冥福をお祈りいたします。

尾和議員、2番目、鳥獣駆除について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、経過と対策についてですが、カワウを対象とした有害鳥獣捕獲を実施するため、平成30年5月4日午前5時ごろから、和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会10名で、紀の川岩出橋付近で捕獲作業を実施し、午前8時30分ごろ終了しました。その後、2名が残り、近隣の知人にアルミ製手こぎボートを借り、カワウの回収作業中に事故が発生したと思われまます。

午後4時ごろになって家族から未帰宅の情報を得て、猟友会が捜索を開始、警察、消防にも通報しましたが、懸命の捜索にもかかわらず発見されず、その後、5月10日に1名、11日に1名が発見され、死亡が確認されたものであります。

今年度のカワウ捕獲作業については、事故発生により打ち切りました。来年度以降については、実施の有無、安全対策等について十分話し合いを行い、対策を講じてまいります。

次に、2点目につきましては、紀の川漁協協同組合から被害届を受け、岩出市から和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会に依頼したものであります。

次に、3点目につきましては、市の法令上、責任はございません。したがって、賠償の必要はないものであります。市が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、社会奉仕活動中の事故として保険金が支払われる見込みであります。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の鳥獣駆除についての4点目、消防団員の動員数及

び出動手当はどうかについてお答えいたします。

捜索は行方不明者のご家族からの要請を受け、那賀消防組合の指揮のもと、1日目の5月5日は延べ207名、2日目の5月6日は延べ183名、3日目の5月7日は延べ95名の団員が、3日間合計で延べ485名の団員が捜索活動をしております。

なお、4日目以降も、各部隊において規模を縮小しながらも捜索を継続して実施いたしました。

出動手当につきましては、団員1人につき年5,000円を支給しております。

なお、手当等については、各部隊長を通じ、各団員に支給しております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このカワウ駆除の件で、2人のとうとい命が亡くなられたわけでありませんが、このカワウの駆除によって、鉄砲でカワウをしとめて、回収をして、それを岩出市のほうに届けないと、その駆除における補助金が支払われないような仕組みになっておると思うんですが、この制度そのものについても再考する必要性があるんじゃないかと。

それとあわせて、2名の方がボートで、通常なら船外機がついていたのか、ついていなかったのかについてもお聞きをしたいと思うんですが、通常、そういうボートを川に浮かべて、こぐ場合については、当然、救命具を着用した上で、これらの作業に当たるべきであるということが原則やと思うんですね。ここら辺が不明確なために、結果的には2名の方がボートから投げ出されて行方不明になったという経過と思うんですが、岩出市が全然責任がないと言えるのかという問題であります。

岩出市の要請で猟友会に駆除の要請をしておるわけですから、これについては、今、賠償の責任はないということではありますが、保険金が支給されるということなんですけれども、この金額については、もう決定をされたのか。保険金の形で支払われるということですけども、弔意金になるのか、該当するのか、見舞金として支給されるのか、ここら辺について明らかにしていただきたいと思います。

それから、消防団員の動員数については、今、部長のほうからいただきました。ちょっと聞き取りにくかったんですが、1年間で5,000円を支給しているようなことを言われたんですが、これは1日出動したら手当として支給するものではないのかと。1日幾ら、年間で5,000円を支給しているから、これで事足りるんだという解釈なのか、そこら辺がよくわからないんですが、そこら辺について明確に、再度ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

カワウの回収で補助金が支払われないかという件につきましては、カワウの有害捕獲作業については、補助金は支払っておりません。また、カワウの回収については市から特に指示はしておりませんが、鳥獣保護法では、捕獲した鳥獣は放置しないように記載されています。しかしながら、水面に落ちた鳥類等の回収は困難であるため、通常、回収しないと聞いてございます。

ボートにつきましては、手こぎボートでございます。

救命道具の件につきましては、カワウの捕獲作業で、通常水面での捕獲はいたしませんので、救命道具等の着用はしてございません。

それと、市に責任がないと言い切れるのかという件につきましては、このたびの事故は市に法令違反や過失があるとは考えられません。しかしながら、市が捕獲を依頼した作業中に起こってしまった事故でありますので、道義的責任は感じるころであり、大変お気の毒に存じます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、いわゆる補償の金額及びどういった形でという点のご質問でございますが、岩出市では、全国町村会総合賠償補償保険に加入をしております。この規程は、いわゆる岩出市が主催する、あるいは依頼する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、そういった活動に参加をされている方が、けがを負ったり、死亡した場合に、その補償について定めており、保険に入って、その補償をするということでございます。

今回は、いわゆるボランティア活動中に起こった事故としまして、今、手続を進めているところですが、補償保険でこれが認められましたら、死亡は200万円の支給ということになってございます。

次に、消防団員の手当の関係についてでございますが、いわゆる手当は1回参加するごとに支払うべきではないかというご質問であったかと思いますが、岩出市では、出動手当については、年額支給としてございます。消防団員は火災や災害、警戒等による出動のほか、火災予防運動などの各種活動に参加していただいていることから、各団員に対して、一律でこの手当を年額支給としているものでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、これは押しなべて、カワウ駆除の件でこういう不幸なことが発生しているわけでありましたが、イノシシ駆除についても誤って発砲するというようなこともありますので、これは共通した課題やと思うんですね。だから、そういうことが起きた場合に、どのような形でするのか、それから山に入って行方不明になったりということだって起こり得るわけですから、そこら辺も総合的に考えて、今回の事件を糧にして万全の体制を組んでいくべきだということを再度申し入れておきたいと思います。

それから、保険金の件なんですけど、死亡の場合には200万が限度であるということではありますが、これでいいのかという問題もあるんですけど、これについても再考する必要があるんじゃないかなと私は思っておりますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、消防団員の出動手当については、年5,000円で、この条例では出動手当、年5,000円以下ということで手当金が支給されるということになっておりますが、こういうことでいいのかというものもありますし、出動手当そのものについても考え、再考する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問についてお答えいたします。

イノシシの捕獲についての安全管理につきましては、特にマニュアル等は定めてございませんが、今年度、イノシシ有害捕獲実施に当たっては、安全対策について、改めて文書で注意喚起を行いました。また、箱わなを設置している際には、近隣自治会に文書で通知を回るとともに、わなの付近に注意喚起の表示を行っております。

補償のほうの保険のほうですけれども、十分な補償が必要じゃないか、保険を掛けるべきではないかというご意見やっただと思うんですけれども、市が依頼する有害捕獲従事者である猟友会会員には、登録の際に、大日本猟友会狩猟災害共済への加入が義務づけられております。対人賠償事故、自損事故ともに共済対象となります。また、任意ではありますが、団体保険として総合生活保険、いわゆるハンター補償へも加入されております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

消防団員の出動手当が、団員1人につき、年額5,000円の支給ということのを再考してはどうかということをございますが、現時点では、再質問の際にお答えしたとおり、各団員に対しての一律の年額支給ということを変更するという考えはございません。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、危機管理の問題について質問させていただきたいと思ひます。

午前中にもありましたが、私としての所見を述べながら、この問題について、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思ひます。

大阪府北部、枚方、高槻等において、重大な震度6弱の地震が発生をしたと。今日もライフラインが復旧もままならないという現状があります。倒壊のブロック、点検漏れ、過去2回の調査で報告書に記載がないということで、今回、高槻の小学校においてブロックが崩れ落ちて、倒壊して、9歳の小学生が亡くなられた。これについては、まさしく私は人災やなというふうに思っております。

これは、過去点検をしながら、実際上は安易にこの点検が不十分であったということでもありますし、我々として、これをどのように岩出市に、こういうことが二度と起きないために、どうしていくのかということが問われているんだというふうに思ひます。

6月18日以降、既に10日近く経過をしているわけではありますが、その現状を踏まえながら、私は、このことを深刻に考え、岩出市においてどのようにしていくのか、対策等について質問させていただきたいと思ひます。

市として総点検がされたということで実施をされたと思ひますが、その結果について、現状どうなっているのか、お聞きをしたいと思ひます。

それから、2番目に、市内学校周辺、通学路を初め全ての点検をされてきているのか、これについてお聞きをしたいと思ひます。

そして、具体的には、今後どうしていくのか、この対策についてご答弁をいただきたいと思ひます。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の危機管理について、一括してお答えいたします。

午前中の上野議員のご質問にお答えしたとおり、県から学校敷地内や通学中に被

害を受ける危険箇所がないか確認していただきたいとの通知があったところでありますが、本市では、災害時を想定した場合、各地区公民館や総合保健福祉センターなどの公共施設を避難施設に指定していることから、全ての公共施設と公共施設周辺の道路に面したブロック塀も含めて調査の対象としております。

調査に当たっては、建築基準法施行令第62条の8の規定を基準とした場合、専門家の調査が必要となることから、まずは職員の調査により、塀の高さ、厚さ、控塀の有無、傾きや亀裂等の調査を行い、危険と思われる箇所を洗い出した上で、改めて専門家の調査により、それぞれの対応策を検討することとしております。

現在、職員による調査を行っているところであり、危険箇所を全て確定しているわけではありませんが、職員による調査の途中経過として、1カ所、根来小学校の県道粉河加太線に面したブロック塀の高さが基準を超えているとの報告を受けております。全ての調査結果が出そろった段階で、専門家の調査を待って、改修や撤去が必要な箇所については、それぞれ対応してまいります。

また、一般道に面したブロック塀や古い木造住宅等の屋根等の対応については、市民の方からなどの通報があれば、所有者に対して注意喚起を行っているところでありますが、6月21日付で国土交通省から、学校等の周辺にかかわらず、既存の塀の安全対策についても所有者に周知し、危険性が確認された場合は、付近通行者への注意表示及び補修、撤去等が必要であることの注意喚起を行うよう指示があったところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 危機管理についてご答弁いただきました。今の答弁では、職員の点検によって、根来小学校1カ所だと、危険なところが。そういうお話であったと思うんですが、今後については、専門家に依頼をしてやるということではありますが、どういうスケジュールで、どういうスパンで、目標値を設定してやっていくのか、1カ月以内なのか、2カ月以内なのか、これについてスケジュールが決まっておれば、明確にしていきたいと思えます。

これは、もう既に皆様もご存じやと思うんですが、名古屋市においては、既に悪いところはすぐ撤去して、アルミの塀にするとか、手を打っているところもあります。地震というのはいつ来るかわかりませんから、そんなに時間をかけるということも、やっぱり避けるべきだというふうに思いますが、そこらのスケジュール感、どういう形でやっていくのか。

それから、専門家ということでは建築士という概念があるのかなと思うんですが、何かブロックに対する安全管理士とか、そういうような別名もあるみたいで、私もよくわからないんですが、そういう方が岩出あるいは和歌山県下におられるのか、よくわからないんですが、そこら辺、専門家というのは、どういう人を対象にして考えておられるのか、この2点についてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

1点目、まずスケジュールということですが、できるだけ早く結論を出したいと考えてございますが、職員による目視が終わり次第、専門家による調査を行い、それぞれ改修すべき箇所がございましたら、どういう形で改修していくべきか、専門家の意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

それから、どういう専門家かということですが、これは建築士であると考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 専門家による調査結果については、でき次第、報告をまた求めたいと思います。

それとあわせて、外観から見て、あるいはブロックのはたを通るときに、ここ危ないなというようなブロック塀も往々にしてあるわけですが、現在のブロックに対する、上限10万円というような形をしているんですが、これでいいのかなという問題もあります。

できたら、もっと大幅に、国の交付金との関係もあろうと思うんですが、国の指針が出た段階で、補助金についても見直しをやっていただいて、工事の上限も大幅に上げて、早急に県内箇所については、補修して、改修していくという姿勢が岩出市において求められるのではないかと思います。これについてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 まず、通学路の危険ブロック塀につきまして、それから、考え方としまして、午前中に上野議員のご質問にもありました一般道に面した危険ブロック

塀、こういう取り扱いについてということでもご質問をいただいております。一般道に面した危険ブロック塀の取り扱いにつきましては、今、国のほうからの指示によりまして、注意表示の設置をすると、こういうことでございます。

補助金につきましては、今、国のほうで検討するというところで聞いてございます。そういうことで、一般道に面したブロックについては、これ個人の所有物ということで補助することが適切があるかという問題もあります。

市として、単独でそういう助成制度は考えておりませんが、通学路のブロック塀等を含めて、今後の国の動向を見ながら検討してまいります。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。この問題については、私が問題として上げて、昨年12月議会、ことしの3月議会においても、那賀病院の超過勤務に関して、実態をお聞きしてまいりました。その実態は、私の想像を超える長時間が明らかになってきております。

その後、病院における長時間労働問題は、社会的な課題として、各労働基準監督署が指摘したり改善したりという指導が、新聞報道等でも出てきております。副管理者である中芝市長として、改善する意思があるのか、理解に苦しみますが、改善されるまでこの課題を質問させていただきます。

このような実態を早期に改善すべきであると思います。まず第1点は、36協定違反の超過勤務について、その後の経過はどうなっているのか。

2番目に、橋本労働基準監督署からの立入指導勧告はどのようにされてきているのか。

3番目に、違反状態をなくすために改善することをどのようにしていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態についてのご質問ですが、本来は市がお答えすべきものではございませんが、通告がありましたので、那賀病院に聞き取りした内容をお答えいたします。

1点目につきましては、3月議会でも尾和議員から労働実態についてのご質問が

あったことを那賀病院にお伝えしており、病院からも問題解決に向け取り組んでいると聞いております。

2点目につきましては、5月9日に橋本労働基準監督署からは是正勧告書及び指導票の通知があり、6月1日にそれに対する是正改善報告書を那賀病院が提出したと聞いております。

3点目につきましては、橋本労働基準監督署からの是正勧告に従い、的確に改善されていくと聞いております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうから答弁いただきましたが、第三者機関みたいな感覚で捉えておられますが、私は、この問題については、岩出市もその責任の一翼があるわけです。一部事務組合でありますけども、那賀公立病院については、岩出市と紀の川市が出資をして運営しているわけですから、この点については誤解のないようにしていただきたいと思っております。

それから、今、私が質問した中で、36協定違反はどれだけあったのかということについては、一言も触れられない。これこそ、私は責任逃れだと思っております。

監督署の指導も、これはなぜそういうことになっていくのかということですが、岩出市がそういう態度をとるから、私は、ことしの2月1日に橋本労働基準監督署に上告して、告発をして、監督署としてもっと指導せえということを求めたわけでありまして。

その中から、超過勤務の実態については、違反しているのが、平成29年1月に医者4名、それから、平成30年1月で3名、2月で3名、3月で5名、4月で1名ということで、明らかに36協定違反をしていると。

さらに、橋本労働基準監督署の是正勧告では、超過勤務のみならず、ほかに労働契約の際に、労働者に対して、有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項について、書面を交付してなかったという問題も起きております。

また、さらに労基法第35条の休日労働に関する協定を定めた休日労働の回数を超えて、休日労働を行わせていること、それから、労働基準法第32条第1項、第2項において、延長時間に関しても限度を超えていると、そういうような実態が明らかになってきております。

私は、これらの公立那賀病院がやるべきことは、やはり法を守ると。コンプライ

アンスを厳粛に受けとめてやっていくということが基本でなければならないと思います。これを見過ごして、岩出市がそれに加担をして、やること自体が問題であるわけであります。

これらの問題について、岩出市はもっと積極的に、これらの問題を、やはり改善をしていくという姿勢がなければなりません。これについて、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員からは、これまで2回の議会において、那賀病院の労働実態について質問があり、その都度、ご質問は岩出市がお答えするものではありませんと申し上げております。尾和議員におかれましては、その意味をご理解されていないのではないかと感じますので、誤解のないよう再度申し上げます。

那賀病院は、地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営がなされております。

那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院経営事務組合の議会で論議されるものであり、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問をされましても、那賀病院の運営に関することについては、この場で、私どもがお答えするものではないと考えます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長ね、何を根拠に言われておるかわかりませんが、県の市町村課へ行って、私も調べてまいりました。ほかの判例等も調べてまいりました。今、部長が言われるように、この問題については、岩出市議会で質問するのはできないんだということになれば、ほかの法的な手段をとれという挑戦状を私に対してやっているとしたら思えません。

そこで、この問題について、私はなぜこれだけ実態を把握して、法律違反をしているという実態の中で、那賀病院が岩出市民の健康と命を守る最大の公立病院であるということから言えば、だからといって、岩出市関係ありませんという問題でも

ないわけであります。これらについて、その考え方で通されるのであれば、我々としても、この問題については、また真正面でもやらさせていただきますけども、私は、もっと道義的に責任をとって、伝言するんじゃなくして、岩出市も一部副管理者として出しているわけですから、そこにおいて、どういうことをやっていくのかということが求められていると思うわけであります。

今のような部長の答弁であれば、この問題はいつまでたっても解決しないと思いますので、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

尾和議員の那賀病院に対する一般質問については、先ほど生活福祉部長が答弁したとおり、病院に内容を伝えており、また、平成30年3月に開催した一部事務組合議会において、同組合議員である副市長から質問を行っております。

そうした状況であることから、同病院での組織のあり方や事業実施などについては、地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体であり、同病院で十分な協議がなされ、運営されていくべきものであります。

また、平成29年第4回定例会において答弁いたしましたように、尾和議員のご質問は、那賀病院経営事務組合で答えるべきものであり、あえて副管理者ということで答弁させていただく組合議会で、そのような質問があれば、管理者である紀の川市長及び那賀病院経営事務担当者とともに協議を行い、答弁をいたします。

なお、那賀病院への質問につきましては、岩出市議会から2名の組合議員が選出されておりますので、今後、組合議会議員に質問内容を託すなど、よろしく願いをいたします。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5番目になるわけではありますが、職場環境と格差の問題についてをお聞きをしたいと思います。

最近、特に問題なり多くの諸課題が発生をしております。岩出市内においても、岩出市役所内においても、他人事ではないと思います。まず第1に、セクシャルハラスメントの典型的な例は、体をさわったり、交際を迫ったり、卑わいな言葉を浴びせたりなど、さまざまです。あと、女のくせにはもちろん、男のくせにとい

う主旨の発言もセクハラに該当します。

パワーハラスメントは、徐々に認知度は進んでいますが、この対策はセクハラに比べると、さらにおくれると言わざるを得ないのが実態であります。

パワハラとは、力関係を利用した上司や先輩はもちろん、会社ぐるみの場合もありますが、いじめや嫌がらせ、言動を超えた職務上の指導のことです。見せしめ的に、ささいなミスなどを理由に、怒鳴りつけたり、暴力的な言葉を含みますが、それを暴力的な言葉を発したり、人格を否定するような発言をする、達成不可能な過大なノルマを課せたり、仕事を与えない、懲戒解雇をちらつかせて退職を迫るなど、さまざまなケースがあります。

職場内でのいじめ、嫌がらせとは、上記2つに加え、同僚上司のいじめや取引先からのいじめなど、セクハラ・パワハラに該当しないケースですが、最近では、それらを総称して、モラルハラスメントと言われることもあります。いずれにしても、被害者の精神的ダメージははかり知れないものがあります。

地方公務員の2番目のこれらについての認識をお聞きをしたいと思います。

2番目に、地方公務員の臨時非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で、約64万人と増加をしております。また、教育、子育て等々の分野で活用されていることから、現状において、地方行政の重要な担い手となっているのであります。岩出市役所内においても同様ではないでしょうか。

このような中、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務状況を確保することが求められており、今般の地方自治法の改正が行われたのは皆さんもご存じやと思いますが、改正法の内容として、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであると言われております。

あわせて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能にするものでありと言われております。非正規職員の格差は明らかな差別であり、許されるものではありません。

その観点から、非正規の格差是正について、さきの最高裁の判決で6月1日に出たわけではありますが、労働契約法20条違反として、問題が社会的に明らかにされてきました。

そこで、岩出市に対して質問をするわけですが、1番目に、セクハラ・パワハラ等の基本的な認識はどのように持っておられるのか。さらに、これらの事象を見過

ごしたり、黙認したりしないような対策はどうとられているのか。

2番目に、地方自治法の改正及び労働契約法、さきに言いました20条から見て、法違反であると最高裁が判決を下し、見解をお聞きをしたいと思います。

現在、どのような格差が、岩出市内において正規職員と非正規職員の格差があるのか、これについても明確にご答弁をいただきたいと思います。

さらに、これらの解決のために、今後どのように改善、取り組みをされようとしていられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の職場環境・格差について、セクハラ・パワハラ等の基本的認識、対策はどうかについてをお答えをいたします。

セクハラ及びパワハラ等のハラスメントは、個人の人格と尊厳を不当に侵害するだけでなく、職場の周りの人々や職場の環境に悪影響を及ぼす重大な問題であると認識をしております。

セクハラは、男女雇用機会均等法第11条に、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備及びその他の雇用、管理上必要な措置を講ずることが事業主に義務づけられております。このことから、ハラスメントを防止するためには、職場における職員間のコミュニケーションが円滑に行われ、組織目標の共有化を図り、職員が一丸となって、1つのチームとして意欲的に仕事に取り組める職場環境をつくり出すことが大事であると考えます。

なお、詳細について担当部長から答弁させます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の職場環境格差についての1点目、セクハラ・パワハラ等の基本的認識、対策はどうかについてですが、基本的認識につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたので、対策について申しますと、平成28年度にセクシャルハラスメント及び妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメントの防止等に関する規定を施行し、相談員を配置するとともに、職員にその旨、文書で周知をしてございます。

また、平成29年度には、副課長級以上を対象に、コンプライアンス研修を実施し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントも含めた研修を行っております。

次に、2点目についてですが、現在、岩出市では、地方公務員法第22条第5項の臨時的任用職員が162名、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員が

57名在席しております。

正規職員と臨時職員との手当についてですが、それぞれ条例に基づき支給しており、臨時職員については、通勤手当、時間外勤務手当は支給しており、住居手当、扶養手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当は支給してございません。

再任用の給料額についてですが、職員の給与に関する条例の給料表に基づき支給しております。

なお、労働契約法第20条の、いわゆる判決内容については承知をしておりますが、今の件には直接の関係はないと考えております。

次に、3点目の今後の改善、取り組みはどうかについてですが、尾和議員の質問の中にもございましたが、会計年度任用職員の勤務条件については、現在、国及び他の自治体の情報も注視しながら、制度改正が行われますので、その情報収集に努めて、適正な制度改正に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再任用のどこから、一番最後に答弁いただいたところから入りますが、法律案の概要が決まりまして、平成32年4月1日から施行されるようになります。そうしますと、地方自治法の一部改正で、「地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。」ということで、会計年度任用職員については期末手当の支給は可能となるよう、給付に関する規定を整備するということがうたわれております。これについて、どういうスケジュールで、どういう取り組みをしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、臨時職員の関係で、継続して5年勤務すると、これからは正規職員に登用していかなければならないという法改正もされております。これについて、岩出市では、現在、1年ごとの契約という形で更新をしている方もおられると思いますが、それが5年、同じような形で更新をすると、正職員としての登用が求められるというふうに思いますが、これについて、その該当者、現在いるのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、法律根拠で、非常勤職員は、地方公務員3条3項の3号で57名、それから、臨時的任用職員については、地方公務員法22条で162名おられるということであり、これらの問題について、手当が同一労働、同一賃金の観点から、さき

の最高裁で問題になってきているのは、今、部長が言われたように、時間外とか、そこらの点については支給しているから問題ないというようなニュアンスで答弁をされましたが、これらについても抵触する恐れがありますので、こちら辺の是正をまずもって、同一労働、同一賃金の観点から変えていくことが求められると思うんですが、これらについて市の見解をただしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、会計年度任用職員制度の導入におけるスケジュールについてのご質問でございますが、これにつきましては、総務省のほうから、いわゆるスケジュールの想定というのが示されておまして、平成29年度末から平成31年度春までの間に、臨時非常勤の職の再設定というのをを行うと。それと、その間、勤務条件等の確定を行って、最終は平成31年度には関係条例を議会のほうへ提案するよというふうなスケジュール案が示されておりますので、そのスケジュール案に基づいて、現在、事務を進めております。

次に、いわゆる5年ルールのお話ですが、地方公務員法に基づく、いわゆる臨時の職についている方については、これは毎年度、その臨時職が必要であるかどうかというのを予算審議を経て、検討をしているということでありまして、前年度あるからといって、必ずしもそれが必要であるかどうかというのは、年度ごとの判断でされるものでございますので、いわゆる5年ルールには該当しないと考えてございます。

それと、最高裁の判例の話の中での手当の関係ですが、これにつきましては、議員がおっしゃられております会計年度任用職員の制度の導入に当たって、いわゆる手当等の制度の導入というのもあわせて検討されているところであり、平成32年4月1日に施行されますので、それに向けて事務を進めているところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 いわゆる平成32年4月1日施行に向けて、今まである正職員と非常勤職員との格差是正についても見直しをしているという制度であります。

それと、もう1点、私は、今、雇いどめの問題で、会計年度1年度やから1年ごとと契約しているんで、それは該当しないという見解には異議があります。今回の制度改正では、継続して、1年ごと、5年以上契約していると、自動的に正規の職員

として登用すべきだというように改正がされたというように私は理解しておるんですが、そうでないという今答弁でありましたけども、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、今までみたいに、パートタイム型の職員として採用することは、この法律の主旨にそぐわないとして、フルタイム型での任用を検討するよう促進を図っていくということであるんですが、これについて、パートタイム型の職員採用については、そういうことはやっていかないという主旨で理解してよろしいか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

尾和議員が質問の中で触れられています地方公務員法及び地方自治法の一部改正についてでございますが、この中で、いわゆる臨時の職に該当する職員というのは、今現状よりも、さらに厳格化して、条件を厳格化して考えていくというふうに示されているところでございます。

なお、臨時の職員につきましては、先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、これはあくまでも臨時の職でありますので、各1年間、会計の職員の関係でもございますが、1年間ごとに、その職が必要であるかどうかということが判断をされて、さらに進むと。今回の改正では、臨時の職については、さらに現状よりは厳格化して対応すると、そういうふうに示されているところでございます。

なお、パート職員というか、パートに当たる一般職の非常勤職員の採用については、法改正後の話にはなりますが、必要に応じて、そういう形での雇用もあるかと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、教育環境の改善の問題についてご質問をさせていただきます。

この教育環境改善の問題については、昨年6月、9月、12月、ことしの6月議会において、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対策を求めてまいりました。その後、実態はどうなっているのでしょうか。その際、教育長は平成30年2月の勤務時間は小学校で平均27.8時間、中学校で46.2時間であると。業務軽減に努めると

いう答弁をされておりました。

教育部長も校長に対して、適切な負担軽減を図るよう指導していると。さらに自己申告からICTによる管理は検討する余地はあると。月45時間、この原則を尊重すべきであると答弁されてきておりました。

3月の議会では、いわゆる特殊事情があったとして、100時間超えが発生したということを答弁されておりましたが、その中で、岩出市の勤務時間について質問させていただきたいと思います。

1番目に、その後、岩出市教職員の勤務時間の実態についてはどのようになってきているのか、3月以降の実態についてご答弁をください。

それから、2番目に超過勤務の改善方針、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、過労・多忙緩和対策について、あわせて、これらについてもお聞きをしたいと思います。

それから、具体的改善の方針、最後になりますが、中央教育審議会の答申、方針をどのように、3月以降、実践をしてくれているのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 教育環境の改善についてお答えいたします。

1点目の勤務時間の実態につきましては、小学校の超過勤務時間の平均は、3月が31時間24分、4月が39時間54分、5月が42時間となっています。中学校の平均は、3月が52時間59分、4月が65時間18分、5月が55時間1分となっています。

2点目から4点目につきましては、一括してお答えいたします。

平成29年9月議会、12月議会及び前回の3月議会においてお答えしましたとおり、本市における教職員の業務改善につきましては、既に市費による適応指導教室の開設や特別支援教室にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。また、県費を活用して、問題行動等の対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーター等の配置に加え、本年度において、新たに小学校教員が本来行う業務である、例えば、資料の印刷や採点業務などの事務軽減を目的に、スクールサポートスタッフの配置や小学校外国語活動への対応として、専科教員の配置をしております。中学校の部活動については、1週間のうち土日のいずれか1日を休養日としております。

また、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託等、各種調査についても教職員の業務軽減を図っているところであり、県教育委員会で作成されたマスター問題集などは、これまで各学校で印刷をお願いしておりましたが、通年使用できる問題を組み合わせた岩出市ドリルとして、市教育委員会が印刷をして、全児童に配布することとしているなど、さまざまな部分において、できるところから負担軽減を図っているところでもあります。

なお、全国の学校で教職員の負担業務として言われている給食費関係につきましても、給食費の公会計化や口座振替納付等に切りかえており、既に教員の業務ではなく、いち早く改善したところでもあります。

以上のことから、中央教育審議会からの提言や対策にある多くの方策は既に実施しているところであり、引き続きできるところから教員業務の負担軽減を図ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長ね、今ご答弁いただいたことは、3月議会にご答弁いただいた内容と全く同じなんですよ。実態は、今最初にご答弁いただきましたが、小学校でふえてきておるんですね、平均で。31時間から42時間、中学校では52時間で、65で、55、3月以降でもそんなにふえてきていると。実態を見ますと、教育長が言われるような小中学校の時間管理は徹底しているのかなど。

それを受けて、小学校校長あたり、どのような形で協議をして、お話をして、努力をした成果があれば、私は努力されているなと思うんですけども、それが現実的には出てきてないと私は思うんですが、なかんずく、5月の実績を見ますと、山崎小学校で45時間以上超えているのは20名中12名、最高が78時間、それから、山崎北小学校で20名中8名、最高で68時間、根来小学校で18名中8名、最高で80時間、上岩出小学校で20名中4名、最高で56時間、岩出小学校で22名中8名、最高で85時間、中央小学校で20名中10名、最高で66時間、中学校では、岩出中学校で26名中15名であり、最高で111時間、岩出第二中学校で37名中16名で、最高で100時間、超過勤務をやっていると。全然改善の跡が見えないんですよ。

今後どうしていくのか。これを受けて、実態を正確に把握をして、岩出市教育委員会として、各学校にこういうような超過勤務の実態を改善する具体的な行動を起こしていただきたいと思うんですが、これについて、このような実態が続く限り、私はこの問題について、毎回一般質問せざるを得ないわけでありまして、そのよう

なことのないように、現実の実態を把握して、どのように改善をしていくのか、これを期待をしたいと思うんですが、これらについて、教育長の所見で、どれだけこれから頑張っていたいただけるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

教員個々によって超過勤務時間、これ異なりますが、主に教材研究とか保護者対応、これ3月から5月というのは、年度末、年度初めということで、年間を通じても忙しい時期であるということでございます。

中学校につきましては100時間を超える教員がいるということですが、これは部活動で、土日の宿泊を伴う遠征や試合の引率、これを勤務時間に計上していると。また、保護者との対応で、保護者の都合時間の合わせた結果によるものであるということでございます。

それから、今後の多忙緩和対策ということで、それぞれ指導をとということですが、まず、和歌山県で本年5月に教職員等の働き方改革推進プランというのが策定されておりまして、今後、さらなる働き方改革に取り組み、教職員等の長時間労働の解消に努めていくと、こういうことで、それぞれさまざまな施策を掲げてございます。市教育委員会といたしましては、校長を通じて、この縮減策、いろいろと実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教職員の長時間労働について、原則は、私としては、月45時間を目途に、そこまでに近づけていくという努力がなければならない。月80時間になりますと、過労死ラインを大きく超えているわけですね。実態としては非常に残念な岩出市小中学校であろうと思うんですが。中でも、これ見ますと、岩出中学校、非常に多いのは26名中の15名、半分以上が45時間を超えているわけですよ。

それでも、上岩出小学校なんか見ると、20名中4名で、45時間以上は超えてないということがありますから、小学校の間でも、中学校の間でも、こういう格差が生じていると、これはどういうところから、こういうような長時間労働が発生しているのかということで、例えば、岩出第二中学校も37名中16名が超えているわけですが、どこがどう違うのかと。比較対象しながら、小学校においてもこういうようないいところのデータに基づいて、多いところを減らしていくと。原因はど

こにあるんだということで、細かく細分化して行って、問題点を把握をして、改善をしていくと。日常的な努力が必要ではないかと思うんですが、これについて削減をしていくというご意思ですので、そこら辺について、ご答弁があればお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

勤務時間のばらつきということで、確かに最多時間数と最少時間数の差に大きな違いがあります。先ほど申し上げましたとおり、時間数の多い教員というのは、部活動等で土日の宿泊を伴う遠征、試合の引率を勤務時間に計上していること、保護者等との対応ということで、これの理由は明確でございます。

それから、先ほど申しましたように、県が策定した改革推進プラン、これに基づきまして、学校と連携しながら、それぞれ実態を見ながら、管理職に対して指導してまいります。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成30年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時35分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成30年6月27日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員